

**確認申請における建築設備の
審査時チェックリスト**

令和2年4月

近畿建築行政会議建築設備部会

本チェックリストについて

確認申請図書の審査については、「確認審査等に関する指針」（平19国交告第835号）により、建築基準法施行規則第1条の3第1項表1及び表2、第4項表1に掲げる明示すべき事項（以下、「明示すべき事項」）に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査する必要があります。

しかし、申請時には審査に必要な図書の添付が漏れていたり、明示すべき事項の記述が漏れていたりすることがあります。また、新規採用職員や人事異動により初めて建築設備の審査に携わる職員が、建築基準関係規定にもとづく審査に困難を感じる場合があります。

これらを踏まえ、建築設備部会では建築設備の審査において、図書の添付漏れや記述漏れの防止及び審査経験の浅い職員向けに審査技術の向上を目的として「確認申請における建築設備の審査時チェックリスト」を作成しました。

本チェックリストについては、明示すべき事項に基づき、建築設備の審査するポイントやその根拠規定を一覧表にまとめていますので、ご活用いただければ幸いです。

また、巻末には建築基準法施行規則第1条の3に掲げる明示すべき事項をベースとした申請図書の記載例を参考図書として掲載しています。審査の際にご参考にいただければ幸いです。

※本チェックリスト使用に際しての注意事項

①あくまで参考資料であり、審査するポイントは、審査機関によって異なるケースがありますのでご注意ください。また、実際の使用については、「任意」とします。

②建築物の規模や用途に関わらず、使用可能としていますが、全ての建築設備を網羅しておりません。（避雷設備や昇降機など）

凡 例

○本書に使用している略語は、それぞれ次のとおりである。

略称	法規等名称
法	建築基準法
令	建築基準法施行令
規則	建築基準法施行規則
国交告	国土交通省告示
建告	建設省告示
JIS	日本産業規格
SHASE	公益社団法人 空気調和・衛生工学会規格
JIL	一般社団法人 日本照明器具工業会規格
防火避難	建築物の防火避難規定の解説2016
設備指針	建築設備設計・施工上の運用指針2019年版
近畿共通	近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 構造・建築設備関係
運用改善	建築確認手続き等の運用改善マニュアル
運用改善2	建築確認手続き等の運用改善（第二弾）及び 規制改革等の要請への対応についての解説

目 次

■ 確認申請における建築設備の審査時チェックリスト

1. 換気設備（無窓居室） . . . P 2
2. 換気設備（火気使用室）機械換気 . . . P 4
3. 換気設備（シックハウス換気） . . . P 7
4. 排煙設備（自然） . . . P 10
5. 排煙設備（機械） . . . P 13
6. 非常用の照明装置（予備電源内蔵型） . . . P 16
7. 給排水その他の配管設備 . . . P 18
8. 合併処理浄化槽（FRP製大臣認定品） . . . P 24

■ 建築確認申請（建築設備）における明示すべき事項

- の参考図書 . . . P 25

換気設備（無窓居室）

R2. 4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
各階平面図	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積	<ul style="list-style-type: none"> 換気に有効な部分の開口面積が、居室の床面積に対して1/20以上あること ※1/20以上なければ、令第20条の2により機械換気設備が必要 ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室は1室とみなす 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第28条第2項、第4項 令第20条の2第1号ロ	
	給気機又は給気口の位置	<ul style="list-style-type: none"> 第1種換気、第2種換気、第3種換気 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の2第1項第1号ロ(3) 令第129条の2の5第2項 昭45建告第1826号第2第2号	
	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置	<ul style="list-style-type: none"> ショートサーキット、ドラフトが生じないように、適切な位置に給気口、排気口等が配置されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	風道の配置	適切な配置となっていること（区画貫通位置、クロスコネクションを含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備指針（2-18）P51～52 設備指針（2-30）～（2-38）P61～P68	
	風道に設ける防火設備の位置及び種別	<ul style="list-style-type: none"> 区画貫通する部分又はこれに近接する部分に設置されていること 貫通する区画に対応した防火設備が設置されていること 点検口（45cm角以上）が設置されていること 延焼線内の給排気口に防火ダンパー又は防火覆い（100mm以内）が設置されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第112条第21項 昭48建告第2565号 平12建告第1376号	
換気設備の仕様書	換気設備の有効換気量	機械換気設備の有効換気量（V）は、次の式によって計算した数値以上であること $V = 20 \cdot Af / N$ ※Af、Nはそれぞれ次の数値を表す Af:居室の床面積（特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に20を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積） N:実況に応じた1人当たりの占有面積 ≪法別表第1（い）欄（1）に掲げる用途に供する特殊建築物の居室≫ 3を超えるときは3 ≪その他の居室≫ 10を超えるときは10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の2第1項第1号ロ（1） 設備指針（2-2）P38	
換気設備の構造詳細図	給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造	防虫網付のベントキャップ等が設置されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の5第2項第3号	
	直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造	パイプフードやベントキャップ等が設置されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の5第2項第4号 運用改善2 P55	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書	給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法	給気機又は排気機のPQ線図を添付のうえ、PQ線図上に設計風量と圧力損失の交点が記入され、機器能力の範囲内であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の2第1号ロ(3) 昭45建告第1826号第2第1号	
換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種別	空気汚染のおそれのない材料で造ること(亜鉛鉄板、VP等) →粉じん、有害ガス、臭気等が発生しないものか →耐腐食性があること ※令第129条の2の4に基づき、地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3,000㎡を超える建築物に設ける場合は不燃材料 (ただし、平12建告1412号に記載されている屋外に面する部分その他防火上支障がない部分については不燃材料以外としてよい。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第1項第6号 令第129条の2の5第2項第5号 平12建告第1412号 設備指針(2-27) P59	
耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	・防火ダンパー又は防火覆い(100㎡以内)の寸法が記載されていること ・防火ダンパーについては、材料、厚さを、防火覆い(100㎡以内)については形状、材質等を確認すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第61条 令第112条第21項 令第114条第5項 平12建告第1360号 平12建告第1369号 設備指針(2-39) ~(2-40) P68~70	

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要。
(規則第1条の3第6項)

※令第129条の2の5の規定は、法第6条の4の「確認の特例」を適用する場合は審査対象外。

※換気に有効な開口面積が床面積の1/20以上ある居室に任意で換気設備を設ける場合であっても、令第129条の2の5の規定は審査対象。

※表中の明示すべき事項のうち、「給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法」は、規則第1条の3「明示すべき事項」には記載されていないが、告示に記載があるため審査対象。

(用語解説)

クロスコネクション：火気使用のための換気系統とその他の換気系統(居室換気等)を直接接続すること。

ショートサーキット：排気口と給気口が近いことにより、外気へ排気した空気を室内に吸い込んでしまうこと。

ドラフト：空気の流れにより、人体に不快感を与える現象(冬期窓面からの自然滞留冷風など)。

ベントキャップ：給気口や排気口などの外気に開放される部分に、雨風や虫等の侵入を防ぐために取り付けられる金具。

パイプフード：ベントキャップの上部に付ける雨除けのためのフード。外壁で軒などが無い場合に設ける。

換気設備（火気使用室） 機械換気

R2. 4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
各階平面図	—	<p>【換気設備の設置が義務づけられる室】 調理室・浴室その他の室でかまど、こんろ、その他の火を使用する設備又は器具を設けた室</p> <p>【換気設備の設置を要しない室】 ①密閉式燃焼器具等のみを用いる火気使用室</p> <p>②小規模な住宅、住戸の調理室 (床面積の合計が100㎡以内の住宅、住戸に設けられた調理室で、燃焼器具の発熱量合計が12kW以下、有効開口面積が調理室の床面積の1/10以上、かつ0.8㎡以上あるもの)</p> <p>③出力の小さい燃焼器具等のみを用いる火気使用室 (調理室以外で6kW以下の器具を設けた室で、サッシに設けられた換気用の小窓等の開口部で容易に開閉できる構造のものが設けられていること)</p> <p>④IH調理器（電化厨房）を設置した室 火気使用室とはならないが、換気扇の設置が望ましい また、換気扇、ダクトを設けた場合は、令第129条の2の5の規定の適用を受ける</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第28条第3項 令第20条の3第1項 設備指針（2-20） P54	
	給気機又は給気口の位置		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		令第20条の3第2項第2号 令第20条の3第2項第3号
	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・器具の燃焼を妨げない位置に給気口が設けられていること →ショートサーキット現象が生じない位置とすること等 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	昭45建告第1826号第4 設備指針（2-11） P45～46	
	かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼器具の位置、燃料消費量が記載されていること ・燃料の種別が記載されていること <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> 灯油 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の3第2項第1号 昭45建告第1826号第3	
	火を使用する室に関する換気経路	火を使用する設備又は器具を設けた室の排気筒又は煙突は、他の換気経路の排気筒、風道に連結されていないこと（クロスコネクションが生じないこと）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の3第2項第1号 令第20条の3第2項第3号 昭45建告第1826号第4 設備指針（2-13） P46～P47	
	風道の配置	適切な配置となっていること（区画貫通位置、クロスコネクションを含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備指針（2-18） P51～52 設備指針（2-30） ～（2-38） P61～68	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
各階平面図	風道に設ける防火設備の位置及び種別	<ul style="list-style-type: none"> ・区画貫通する部分又はこれに近接する部分に設置されていること ・貫通する区画に対応した防火設備が設置されていること ・点検口（45cm角以上）が設置されていること ・延焼線内の給排気口に防火ダンパー又は防火覆い（100cm以内）が設置されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第112条第21項 昭48建告第2565号 平12建告第1376号	
二面以上の断面図	給気機又は給気口の位置	適当な位置に設置されていること （換気の目的を達成するための「適当な位置」であって、どこに設けてもかまわないということではない）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の3第2項第1号	
	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置	排気口は天井又は天井から80cm以内の高さ（煙突、排気フードを有する排気筒を設ける場合、排気口は適当な位置（必ずしも天井付近に限定する必要はない））に設けられていること 以下の場合、排気フードの形状や、排気フードの燃焼器具等に対する相対的な位置関係を審査する ・排気フードⅠ型（V=30KQ）の場合 <input type="checkbox"/> 火源から排気フード下端までの高さが1m以下か <input type="checkbox"/> 排気フードが火源又は火源からの排気の開口部を覆っているか（壁の下地・仕上げを不燃にすることで除外規定あり） <input type="checkbox"/> 排気フードの集気部分は廃ガスを一様に捕集できる形状か ・排気フードⅡ型（V=20KQ）の場合 <input type="checkbox"/> 火源から排気フード下端までの高さが1m以下か <input type="checkbox"/> 排気フードが火源又は火源からの排気の開口部を、火源等から排気フード高さの1/2以内の水平距離を覆っているか（壁の下地・仕上げを不燃にすることで除外規定あり） <input type="checkbox"/> 排気フードの下部に5cm以上の垂下り部分があり、かつ集気部分が水平面に対し10°以上の傾斜があること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の3第2項第1号 昭45建告第1826号第3 近畿共通（No.1）P21～22	
換気設備の仕様書	換気設備の有効換気量	<ul style="list-style-type: none"> ・排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合 V = 40KQ ・排気フードを有する排気筒を設ける場合 V = 30KQ（排気フードⅠ型） V = 20KQ（排気フードⅡ型） ・煙突に換気扇等を設ける場合 V = 2KQ （燃焼器具が煙突に直結し、かつ、正常な燃焼を確保するための給気機等が設けられている場合、有効換気量は適当な数値でよい） K：燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量（m ³ ） Q：燃焼器具の燃料消費量（kW又はkg/h）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の3第2項第1号 昭45建告第1826号第3 設備指針（2-8）P41 近畿共通（No.1）P21～22	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
換気設備の構造詳細図	火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別	排気フードは、不燃材料で造られていること（亜鉛鉄板、ステンレス鋼板等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の3第2項第4号	
	—	【規則第1条の3に掲げる明示すべき事項に記載されていないが、法令上審査が必要】 直接外気に開放された排気口又は排気筒の頂部には、外気の流れによって排気が妨げられない構造とすること。 →ウェザーカバー等が設置されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の3第2項第1号（8）	
耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	<ul style="list-style-type: none"> 防火ダンパー又は防火覆い（100㎡以内）の寸法が記載されていること 防火ダンパーについては、材料、厚さを、防火覆い（100㎡以内）については形状、材質等を確認すること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第61条 令第112条第21項 令第114条第5項 平12建告第1360号 平12建告第1369号 設備指針（2-39） ～（2-40） P68～70	

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第1条の3第6項）

※給気口および排気口の位置についての条件について

令第20条の3第2項において定められた「適当な位置」とは以下の点に留意した位置とされている。

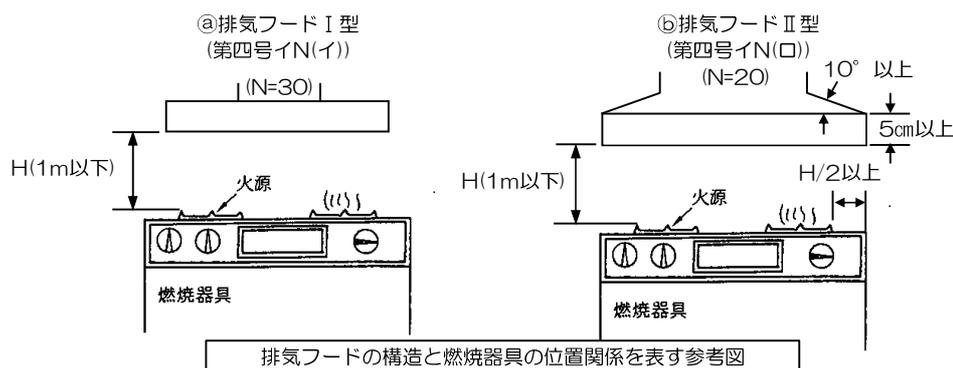
- （1）ショートサーキットが生じない位置に設けること。
- （2）寒気を感じることににより、使用者が塞いでしまう位置に設けないこと。
- （3）駐車場等の排気ガスが入らない位置に設けること。
- （4）外気の侵入により、ガスの炎が立ち消えない位置に設けること。
- （5）ベランダ置き型、壁掛け型等の給湯器からの廃ガスが入らないように、給湯器の排気筒（煙突）に近接した位置に設けないこと。

（用語解説）

煙突：燃焼器具等に直接接続して設けられた排気筒を意味しており、燃焼器具から排出される廃ガスを当該室内を経由することなく直接屋外へ排出することのできるものをいう。

排気筒：燃焼器具等に直接接続しておらず、いったん室内に排出された廃ガスを室内空気とともに排出するものをいう。

排気フード：燃焼後の排気を集めて外部に放出するための、天井から蓋状におおわれたフードのこと。



排気口：室内空気を屋外へ排出するときの口。

給気口：新鮮空気を室内へ取り入れるときの口。

密閉式燃焼器具等：火を使用する設備又は器具で直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造を有するものその他室内の空気を汚染するおそれがないもの。

ショートサーキット：排気口と給気口が近いことにより、外気へ排気した空気を室内に吸い込んでしまうこと。

クロスコネクション：火気使用のための換気系統と他の目的（居室換気等）の換気系統を直接接続すること。

ウェザーカバー：雨水の侵入防止や外部の風圧を和らげるために、ダクトの先端の外壁部分に取り付ける屋外カバー。

換気設備（シックハウス換気）

本チェックリストについては、令第20条の8第1項第1号イに定める機械換気設備を想定

R2. 4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
各階平面図	給気口又は給気機の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートサーキット、ドラフトが生じないように、適切な位置に給気口、排気口等が配置されていること ・換気経路にある扉には通気が確保されていること（高さ1cm程度のアンダーカットやガラリ等） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の8第1項第1号 令第129条の2の5第2項	
	排気口若しくは排気機又は排気筒の位置		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒド発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法	【下記のいずれかに適合する場合、シックハウス換気設備を設けなくてもよい】 <ul style="list-style-type: none"> ・常時外気に開放された開口部と隙間の換気上有効な面積の合計が床面積1㎡あたり15㎡以上ある居室 ・真壁造（壁に合板を用いていないこと）の建築物の居室で天井及び床に合板等を用いていない居室又は開口部の建具に木製枠を用いた居室 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の8第2項 平15国交告第273号	
	風道の配置	適切な配置となっていること（区画貫通位置、クロスコネクションを含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備指針（2-18）P51～52 設備指針（2-30）～（2-38）P61～68	
	風道に設ける防火設備の位置及び種別	<ul style="list-style-type: none"> ・区画貫通する部分又はこれに近接する部分に設置されていること ・貫通する区画に対応した防火設備が設置されていること ・点検口（45cm角以上）が設置されていること ・延焼線内の給排気口に防火ダンパー又は防火覆い（100㎡以内）が設置されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第112条第21項 昭48建告第2565号 平12建告第1376号	
有効換気量を算出した際の計算書	換気回数及び必要有効換気量	有効換気量は必要有効換気量（ $V_r = nAh$ ）以上であること（換気計算書で確認する） ※n：令第20条の7第1項第2号表備考1の号に規定する住宅等の居室で0.5回/h その他の居室で0.3回/h A：居室の床面積（㎡） h：居室の天井の高さ（m）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の8第1項第1号	
換気設備の構造詳細図	令第20条の8第1項第1号イ（3）、ロ（3）及びハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法	【換気設備の有効換気量が過大なものである場合】 風量切替スイッチが設置されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の8第1項 平15国交告第274号第1第2号、第3号 建築物のシックハウス対策マニュアルP57、P60～P63	
		【居室と天井裏等の相互に通気が生じる可能性がある天井裏等の部分】居室の空気圧 > 天井裏等の空気圧とすること。（下記のうちいずれかに該当した場合、『居室の空気圧 > 天井裏等の空気圧とすること』は適用しなくて良い） ①気密層、通気止の設置 ②下地、断熱材等にF☆☆☆☆以上の建材を使用 ③天井内に機械換気設備を設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
換気設備の構造詳細図	給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造	防虫網付のバンドキャップ等が設置されていること※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の5第1項第6号 令第129条の2の5第2項第3号	
	直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造	パイプフードやベントキャップ等が設置されていること※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の5第2項第4号 運用改善2 P55	
給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書	給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法	給気機又は排気機のPQ線図を添付のうえ、PQ線図上に設計風量と圧力損失の交点が記入され、機器能力の範囲内であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第20条の8第1項 平15国交告274号第1第1号	
	換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）及びその算出方法	計算書等の計算内容、結果が妥当か※2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運用改善 P64	
換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種類別	空気汚染のおそれのない材料で造ること（亜鉛鉄板、VP等） →粉じん、有害ガス、臭気等が発生しないものか →耐腐食性があること ※令第129条の2の4に基づき、地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3,000㎡を超える建築物に設ける場合は不燃材料 （ただし、平12建告第1412号に記載されている屋外に面する部分その他防火上支障がない部分については不燃材料以外としてよい。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第1項第6号 令第129条の2の5第2項第5号 平12建告第1412号 設備指針（2-27） P59	
耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種類及び寸法	・防火ダンパー又は防火覆い（100㎡以内）の寸法が記載されていること ・防火ダンパーについては、材料、厚さを、防火覆い（100㎡以内）については形状、材質等を確認すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第61条 令第112条第21項 令第114条第5項 平12建告第1360号 平12建告第1369号 設備指針（2-39） ～（2-40） P68～70	

※1 令第129条の2の5の規定は、法第6条の4の「確認の特例」を適用する場合は審査対象外となる。

※2 ダクトを用いない外気に直接排気する換気扇の場合は、屋外フードの圧力損失を見込むこと。
圧力損失値はメーカーカタログ等の抵抗損失曲線から直接読み取ってよい。

①表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第1条の3第6項）

②上記表に記載している項目以外に、各特定行政庁において条例等により、明示すべき項目を定めているケースがあるため、注意すること。

(用語解説)

アンダーカット：気流通路を確保するために設けられたドア下部の隙間。

ウェザーカバー：雨水の侵入防止や外部の風圧を和らげるために、換気・排気などのダクトの先端の外壁部分に取り付ける屋外カバーのこと。

クロスコネクション：火気使用のための換気系統とその他の換気系統（居室換気等）を直接接続すること。

シックハウス：新築・改築後の住宅やビルにおいて、建築材料等から発散する化学物質による室内空気汚染等により、めまい、吐き気、頭痛、眼・鼻・喉の痛み等、居住者の健康への様々な影響が数多く報告されている。症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、また様々な複合要因が考えられることから、「シックハウス症候群」と呼ばれている。

ショートサーキット：排気口と給気口が近いことにより、外気へ排気した空気を室内に吸い込んでしまうこと。

天井裏等：居室に係る天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する建築物の部分を用いる。

ドラフト：空気の流れにより、人体に不快感を与える現象（冬期窓面からの自然滞留冷風など）。

ベントキャップ：給気口や排気口などの外気に開放される部分に、雨風や虫等の侵入を防ぐために取り付けられる金具。

パイプフード：ベントキャップの上部に付ける雨除けのためのフード。外壁で軒などがない場合に設ける。

Fマーク（F☆☆☆など）

：建材から発生するホルムアルデヒド発散量による等級区分を表示する記号として、F☆☆☆☆～F☆☆☆☆が用いられる。これはFの後に付く☆の数（☆☆☆☆～☆☆）に応じて発散量がわかるようにしたもので、F☆☆☆☆は発散量が最少で使用制限がない材料、F☆☆☆及びF☆☆☆は使用面積の制限を受ける材料である。表示がないものは使用禁止である。

排煙設備（自然）

R2. 4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
各階平面図		【設 置】〔※緩和あり〕			令第126条の2第1項	
		①別表第1（い）欄(1)項から(4)項までの用途に供する特殊建築物で延べ面積が500㎡超え	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		②階数が3以上で延べ面積500㎡超え	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		③延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室で、床面積200㎡超え	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		④令第116条の2第1項第2号に該当する窓その他の開口部を有しない居室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		〔緩 和〕 上記のうち、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分は設置免除				
		①法別表第1（い）欄（2）項の用途で100㎡以内で準耐火構造と防火設備で区画された部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		②学校（幼保連携型認定こども園を除く）、体育館、ホール、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		③階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する建築物の部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		④機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途で主要構造部が不燃材料で造られた建築物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
⑤平12建告第1436号に該当する部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
令第116条の2第1項第2号に該当する窓その他の開口部の位置	開放できる部分(天井又は天井から下方80cm以内の距離にあるもの)の面積の合計が床面積の1/50以上あること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第116条の2第1項第2号 令第126条の3第1項第3号		
	天井面の形態が一様でない場合の排煙上有効な範囲は ・折り上げ天井の場合、折り上がり部が排煙口から水平方向に80cm以上離れていること ・アーチ天井、勾配天井の場合、壁の最も高い部分からの寸法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備指針（4-17） P105 設備指針（4-20） P107 近畿共通（No.04） P25		
排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	・排煙上有効な開口部を確保できていること（床面積の1/50） ※1/50未満であれば、 ①告示適用（⇒上記の〔緩和〕へ） ②機械排煙（⇒排煙設備（機械）チェックリストへ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項第8号 防火避難（25-3） P75		
	天井高さが3m以上の場合は2.1m以上かつ天井高さの1/2以上で、かつ防煙壁の下端より上部に排煙上有効な開口部(床面積の1/50以上)が確保できていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平12建告第1436号第3号 防火避難（28-1） P81		

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
各階平面図	排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	<p><平12建告第1436号第4号二></p> <ul style="list-style-type: none"> 高さ31m以下の建築物の部分で以下のいずれかの基準に適合すること(別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で地階に存するものを除く) (1)内装仕上げが準不燃で居室又は避難経路に面する開口部には防火設備を、それ以外の開口部に戸又は扉を設けた室 (2)床面積100㎡以下で防煙壁で区画された室 (3)床面積100㎡以内で防火区画され、開口部は防火設備を設けた内装仕上げ準不燃材料の居室 (4)床面積100㎡以下で内装仕上げ、下地不燃材料の居室 <p>上記の室・居室は排煙設備設置免除の部分</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>平12建告第1436号第4号二(1)~(4)</p> <p>防火避難(28-4)P84</p> <p>設備指針(4-10)~(4-13)P101~103</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> 床面積500㎡以内ごとに防煙壁(不燃材で造り、又は覆われた間仕切壁or防煙垂れ壁(天井面から50cm以上))で区画されていること 可動防煙垂れ壁の場合は、煙感知器連動とし、手動降下装置を設けること。作動時には床面から最低1.8m以上の空間を確保すること 機械排煙との防煙区画は間仕切り壁になっていること(垂れ壁不可) 原則として、避難経路となる部分は他の居室等と同一防煙区画としていないこと 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>令第126条の3第1項第1号</p> <p>防火避難(25-4)P76</p> <p>設備指針(4-28)P114</p>	
	排煙口の位置	<ul style="list-style-type: none"> 防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至る水平距離が30m以下であること 排煙口は、直接外気に接するか、排煙風道に直結されていること 隣地境界線又は他の建築物の外壁より水平距離25cm以上確保されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>令第126条の3第1項第3号</p> <p>平12建告第1436号第3号イ</p> <p>設備指針(4-20)~(4-22)P107~110</p>	
	排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置	<ul style="list-style-type: none"> 操作方法が表示されていること 単一操作で作動できること 電気式による場合は、予備電源が必要 開放時にフック棒又はハンドル等が必要とする場合は、取り外しできないもの 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>令第126条の3第1項第4号、第5号</p> <p>防火避難(27-2)P80</p> <p>設備指針(4-16)P105</p>	
排煙口の開口面積	<ul style="list-style-type: none"> 天井面から80cm以内又は80cmに満たない防煙垂れ壁がある場合はその高さまでの寸法(建具表等に排煙有効高さが記載されている) 回転窓の場合で45°以下なら「回転角度/45」を開口面積に乗じること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>令第126条の3第1項第3号</p> <p>防火避難(27-1)P79</p> <p>設備指針(4-18)P106</p> <p>近畿共通(No.05)P26</p>		

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
床面積求積図	防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	<ul style="list-style-type: none"> 500㎡以内ごとに防煙壁で区画されていること 求積図が添付されており、自然排煙検討の数値と整合が取れていること 平12建告第1436号第4号で面積制限がかかる室等において制限以下で区画されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の2第1項 平12建告第1436号第4号	
2面以上の断面図	排煙口に設ける手動開放装置の位置	<ul style="list-style-type: none"> 壁面に設ける場合は床面から80cm以上1.5m以下の高さに設置されていること 天井からつり下げて設置する場合は床面からおおむね1.8mの高さに設置されていること 設置位置は、原則として当該防煙区画内に設けること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項第4号、第5号 防火避難（25-2） P74 防火避難（27-2） P80 設備指針（4-16） P105	
	排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置	<p><排煙口の位置> 天井又は壁の上部（天井から80cm（最も短い防煙壁のだけが80cmに満たないときは、その値）以内の距離にある部分）に設けられていること</p> <p><防煙壁の位置> ・間仕切壁、又は天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁を設置すること ・防煙区画を構成する出入口には、常閉又は自閉不燃戸（煙感知連動等）であれば天井面より下方30cm以上の垂れ壁でよい</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項第3号 防火避難（27-1） P79 設備指針（4-19） P107 近畿共通（No.04） P25	
使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種別	<p><防煙壁の構造> ・不燃材料で造り、又は覆われたものであるか、材料の種別及び厚さを確認すること ・ガラスを使用する場合は、線入り又は網入りガラスを使用していること</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の2第1項 防火避難（26-1） P77 設備指針（4-24） ～（4-25） P111 近畿共通（No.02） P23	
排煙設備の構造詳細図	排煙口の構造	<ul style="list-style-type: none"> 排煙口が不燃材料であること 閉鎖状態を保持されていること（手動開放装置、煙感知器連動自動開放装置、遠隔操作による開放装置を除く） シャッターが排煙口の内外に無いこと 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項第2号、第6号 設備指針（4-21） P109	

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第1条の3第6項）

排煙設備（機械）

R2. 4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
各階平面図	防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の位置	<ul style="list-style-type: none"> 防煙区画が500㎡以内となるように防火区画および防煙壁で区画されていること 自然排煙（又は平12建告第1436号第4号適用部分）と機械排煙の間に防煙間仕切壁を設けていること なお、防煙間仕切壁に隣接する室を結ぶレターンバスの設置がある場合や防煙間仕切壁にガラリを設けている場合については、設備指針を参考に審査すること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の2第1項 令第126条の3第1項 第1号 設備指針（4-24） P111 設備指針（4-28） P114	
	排煙口の位置	<ul style="list-style-type: none"> 防煙区画部分の各部から排煙口の一に至る水平距離が30m以下であること 天井から80cm以内（ただし、天井高さが3m以上で平12建告第1436号第3号を適用の場合は床面から2.1m以上かつ天井高さの1/2以上の位置）で、かつ防煙壁の下端より上部に設けられていること 同一防煙区画に複数の排煙口がある場合、同時開放する機構となっていること 必要に応じて小規模区画同士を同時開放とし、閉鎖障害が起らないようにすること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項 平12建告第1436号 第3号 設備指針（4-19） P107 設備指針（4-29） ～（4-30） P116～117	
	排煙風道の配置	<ul style="list-style-type: none"> 同一防煙区画内に排煙機を異にする系統の排煙設備を設けていないこと HFDを設ける排煙風道の場合は、防火区画の貫通する箇所にHFDを設けていること。また点検口を設けるなど点検できる状態となっていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備指針（4-30） P117	
	排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置	※使用方法の表示は開放装置に通常設けられている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項 第5号	
	排煙口の開口面積又は排煙機の位置	<ul style="list-style-type: none"> 排煙機の設置位置が排煙系統の最上部に設けていること（1の階のみ排煙の場合で、同一階に設置している場合を除く） 屋外設置の場合、延焼のおそれのある部分以外に設置すること（防火壁等で防火上有効に遮られている場合を除く） 屋内設置の場合、耐火区画された室となっていること 排煙機の排気先が空調機等の給気取入れ口に流入しない位置となっていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備指針（4-35） P123	
	予備電源の位置	<ul style="list-style-type: none"> 電源を必要とする排煙設備の場合は予備電源設備が設けられていること 停電時の排煙機の駆動方式が直結エンジンの場合、起動用蓄電池等が設置されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項 第10号 設備指針（4-36） ～（4-37） P123～124	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
床面積求積図	防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	<ul style="list-style-type: none"> 防煙区画が500㎡以内であること ALVSと整合していること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項第1号	
2面以上の断面図	排煙口に設ける手動開放装置の位置	<ul style="list-style-type: none"> 手動開放装置の設置位置について壁に設ける場合、床面から80cm以上1.5m以下の高さ、吊下げ式の場合は床面からおおむね1.8mの位置に設けられていること 一の防煙区画毎に手動開放装置を設けていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項第5号 設備指針(4-16)～(4-17) P105	
	排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置	<ul style="list-style-type: none"> 排煙口が天井から80cm以内(ただし、天井高さが3m以上で平12建告第1436号第3号を適用する場合は床面から2.1m以上かつ天井高さの1/2以上の位置)で、かつ防煙壁の下端より上部に設けられていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項第3号 平12建告第1436号第3号 設備指針(4-19) P107 設備指針(4-27) P113	
使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種類	<ul style="list-style-type: none"> 不燃材料で造り、又は覆われたものであるか、材料の種類及び厚さを確認すること ガラスを使用する場合は、線入り又は網入りガラスを使用していること 可動防煙垂れ壁の場合は、煙感知器連動とし、手動降下装置を設けること。作動時には床面から最低1.8m以上の空間を確保すること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の2第1項 令第126条の3第1項第1号 近畿共通(No.02) P23 設備指針(4-24)～(4-25) P111	
排煙設備の構造詳細図	排煙口の構造	<ul style="list-style-type: none"> 不燃材料で造られていること 開放装置により開放された場合を除き閉鎖状態を保持し、開放された場合は気流により閉鎖される恐れがない構造となっていること ※平12建告第1436号第1号を適用する場合は常時開放とすることができる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項第2号	
	排煙口に設ける手動開放装置の使用方法	<ul style="list-style-type: none"> 使用方法が手動開放装置等に表示されていること 電気式の手動開放装置には予備電源が設けられていること ※使用方法の表示は開放装置に通常設けられている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項第5号 設備指針(4-16) P105	
	排煙風道の構造	<ul style="list-style-type: none"> HFDを設けることにより、昭56建告第1098号第2に適合しているとみなす場合 防火区画にHFDを設ける排煙風道の構造は、次によること ①不燃材料で造られていること ②小屋裏、天井裏等の隠れ部分については、ロックウール又はグラスウール(密度24kg/m³)で厚さ25mm以上で断熱されていること ※防火区画にHFDを設けない排煙風道の構造については、1.5mm以上の鉄板ダクトにロックウール25mm以上で断熱する(所謂、「耐火ダクト」)ことが一般的であるが、各特定行政庁の取扱いによること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項第2号 令第126条の3第1項第7号 令第115条第1項第3号イ 平16国交告第1168号 昭56建告第1098号 設備指針(4-33) P120	
	防煙壁を貫通する場合の風道と防煙壁とのすき間を埋める材料の種類	<ul style="list-style-type: none"> モルタルその他の不燃材料で埋められていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項第7号	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
排煙設備の構造詳細図	排煙設備の電気配線に用いる配線の種別	<ul style="list-style-type: none"> 耐火措置 又は 〔電源〕耐火ケーブル（FP）等 〔制御〕耐熱ケーブル（HP）等 を使用していること 制御盤、分電盤も電線同様耐火又は耐熱措置がされていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項 第12号 昭45建告第1829号 設備指針（6-1） P181 設備指針（6-7） ～（6-8） P188 設備指針（6-23） ～（6-24） P212～213	
排煙機の空気を排出する能力を算出した際の計算書	排煙機の空気を排出する能力及びその算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 排煙機の最低能力は120m³/min以上（7,200m³/h）で且つ、防煙区画の床面積1m²につき1m³以上とすること （2以上の防煙区画に設ける場合は当該最大防煙区画の床面積1m²につき2m³以上とすること） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の3第1項 第9号 設備指針（4-34） P122	
予備電源の容量を算出した際の計算書	予備電源の容量及びその算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 負荷計算書に排煙設備の負荷が計上されていること（30分間継続運転が可能であること） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第32条 令第126条の3第1項 第12号 昭45建告第1829号	

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第1条の3第6項）

※下記、項目については、チェックリスト対象外の設備とする。

- ・令第126条の3第2項並びに平12建告第1437号（特殊な排煙設備）
- ・令第123条第3項第2号及び令第129条の13の3第13項並びに平28国交告第696号（加圧防排煙設備）

（用語解説）

レターンパス：室と室との間を繋ぐ風道（ダクト） 一般的に機械換気設備の計画において2つの室を1つの換気設備で行う場合に換気設備を設けない室と設ける室を空間上、繋ぐダクトとして用いられる。

HFD：排煙風道（ダクト）に取り付ける作動温度280℃の防火ダンパー

非常用の照明装置（予備電源内蔵型）

R2. 4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
各階平面図	照明装置の位置	【設 置】〔※緩和あり〕			法第32条 法第35条 令第116条の2第1項 第1号 令第126条の4 平12建告第1411号 設備指針（5-1） P149 運用改善 P50	
		①別表1（い）欄（1）項から（4）項までの用途に供する特殊建築物の居室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		②階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物の居室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		③採光上の無窓居室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		④延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		⑤ ①～④の居室から地上に通ずる廊下階段等（採光上外気開放部分を除く）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		⑥ ①～⑤に類する建築物の部分で照明装置の設置を通常要する部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		【緩 和】 上記①～④の部分に設置がない場合、以下のいずれかに該当しているか				
		①一戸建の住宅、長屋、共同住宅の住戸	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		②病院の病室、下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		③学校（幼保連携型認定こども園を除く。）、体育館、ホール、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		④大臣が定めるもの				
1) 採光上有効な開口部を有し、屋外への出口、屋外避難階段までの歩行距離は以下である居室 イ. 避難階（≤30m） ロ. 避難階の直上階、直下階（≤20m）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
2) 床面積が30㎡以下の居室 地上への出入口を有するもの又は地上まで通ずる部分が以下のいずれかであること イ. 非常用の照明装置を設置 ロ. 採光上直接外気に開放	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
照明装置の構造	【照明器具】			法第35条 令第126条の5第1号 昭45建告第1830号 設備指針（5-6） P158～160 設備指針（5-12） P168～169 運用改善 P50		
	<ul style="list-style-type: none"> ・器具の種類を確認 ①白熱灯、②蛍光灯、③LED JIS C8159-1（口金付直管） JIS C8154（モジュール） ・カタログ等でJL適合マーク表示の有無を確認する（表示があれば、当該器具は昭45建告第1830号第1に適合するとみなせる） →無の場合は以下を確認 ・ソケット材料: フェノール樹脂等 ・器具内電線: 2種ビニル絶縁電線等 ・器具の主要な部分: 難燃材料 ・予備電源: 自動充電装置（30分間継続点灯） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	※予備電源内蔵コンセント型の場合のみ <ul style="list-style-type: none"> ・壁等固定のコンセントに直接接続 ・差込みプラグが容易に抜けない措置 ・耐熱電線（ソケット～差込みプラグ） ・予備電源内蔵コンセント型の表示 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
【電気配線】	照明器具本体までの電気配線の途中にスイッチを設けないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
各階平面図	照明装置の構造	大臣認定器具は認定書（LAE-***）が添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第35条 令第126条の5第2号 法第68条の25	
	非常用の照明装置によって、床面において1lx以上の照度を確保することができる範囲	設置範囲で直接照明であること（間接照明は不可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第35条	
		照度包含円が設置の必要部分を包含できているか（床面の水平面照度） 白熱灯 : 1 lx 以上 蛍光灯、LED : 2 lx 以上 （ただし、避難に支障とならない部分（物陰等）は被照面から除外） もしくは、仕様書等の最大取付間隔表より確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第126条の5第1号 昭45建告第1830号 設備指針（5-10） P163~164 運用改善 P50	
	大臣認定器具の設置間隔等は認定書と平面図で相違がないこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第35条 令第126条の5第2号		

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第1条の3第6項）

給排水その他の配管設備

R2. 4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
配置図	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の排水管の経路、排水ますの位置、接続先が明記されていること 暗渠である構造の部分の次に揚げる箇所に柵又はマンホールを設けること ①もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所 ②下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所 ③管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第19条第3項 法第31条第1項	
	排水ます及び公共下水道の位置	②下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所 ③管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下水道法第10条第3項 下水道法施行令第8条	
	建築物の外部の給水タンク等の位置	<ul style="list-style-type: none"> 受水槽等の位置が明記されていること ※外部タンクが地盤面より上又は下に設置されているかを特に確認すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4 第2項第6号 昭50建告第1597号 第1第2号	
	配管設備の種別及び配置	<ul style="list-style-type: none"> 配管種別（凡例）及び配管経路が明記されていること 雨水と汚水は別系統となっていること （合流式の場合で雨水排水管（雨水排水立て管を除く）を汚水排水のための排水設備に連結する場合には、当該雨水排水管に排水トラップが設けられていること）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4 昭50建告第1597号 第2第3号	
	給水タンク及び貯水タンク（以下、「給水タンク等」という。）からくみ取り便所の便槽、浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する配管を除く。）、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離	【給水タンク等の底が地盤面下又は地盤面にある場合に限る】 <ul style="list-style-type: none"> 受水槽等からくみ取り便所、尿尿浄化槽、排水管等までの水平距離が明記されていること ※これらの施設までの水平距離が、5m未満である場合においては、外部から給水タンクの保守点検を容易に行うことができるように設けられていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4 第2項第6号 昭50建告第1597号 第1第2号 設備指針（1-10） P20	
各階平面図	配管設備の種別及び配置	<ul style="list-style-type: none"> 配管種別（凡例）及び配管経路が明記されていること 昇降路内に配管設備を設けていないこと（ただし、平17国交告第570号に基づく配管設備及び国土交通大臣の認定を受けたものを除く） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
各階平面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 防火区画等（令第112条防火区画、令第114条界壁）の位置が明記されていること 貫通する部分が次のいずれかによること <ol style="list-style-type: none"> ①両側1mを不燃材料で造ること。防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めること ②平12建告第1422号の規定に適合すること（管材と呼び径の明示が必要） ③大臣認定工法であり認定番号が明記されていること。また設置条件が大臣認定の仕様に適合していること <p>※和便器及び阻集器が防火区画の床を貫通する場合は、耐火被覆等の措置を講ずること</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第112条第20項 令第129条の2の4 第1項第7号 平12建告第1422号 設備指針（1-3） P5 設備指針（1-6） P13 運用改善 P51	
	給水タンク等の位置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 受水槽等の位置が明記されていること <p>また、給水タンク等の周辺状況については、各々に定めるところによること 【設置場所：建築物の内部、屋上又は最下階の床下】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①底又は周壁に保守点検スペース（上部1m以上、底部60cm以上、周囲60cm以上）が確保されていること ②給水タンク等の天井、底又は周壁と建築物の他の部分と兼用としないこと ③給水タンク等の上にポンプ等の機器を設ける場合は、飲料水を汚染することのない措置が講じられていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4 第2項第6号 昭50建告第1597号 第1第2号(1)、(2)、(9)	
	建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況	<p>【設置場所：建築物の外部（タンク等の底が、地盤面下又は地盤面であり、便所、浄化槽等からの距離が5m未満のもの）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①底又は周壁に保守点検スペース（上部1m以上、底部60cm以上、周囲60cm以上）が確保されていること <p>※地下ピット等に設ける給水タンク室を他の配管が貫通することは望ましくない ※タンクの構造の審査するポイントは構造詳細図に記載している</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設備指針（1-1） ～（1-2） P3～5 設備指針（1-7） ～（1-8） P14～15 設備指針（1-10） P20	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
2面以上の断面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造	<ul style="list-style-type: none"> 防火区画等（令第112条防火区画、令第114条界壁）の位置が明記されていること 貫通する部分が次のいずれかによること <ol style="list-style-type: none"> ①両側1mを不燃材料で造ること。防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めること ②平12建告第1422号の規定に適合すること（管材と呼び径の明示が必要） ③大臣認定工法であり認定番号が明記されていること。また設置条件が大臣認定の仕様に適合していること <p>※和便器及び阻集器が防火区画の床を貫通する場合は、耐火被覆等の措置を講ずること</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第112条第20項 令第129条の2の4第1項第7号 平12建告第1422号 設備指針（1-3）P5 設備指針（1-6）P13	
	給水タンク等の位置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 受水槽等の位置が明記されていること <p>また、給水タンク等の周辺状況については、各々に定めるところによること 【設置場所：建築物の内部、屋上又は最下階の床下】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①底又は周壁に保守点検スペース（上部1m以上、底部60cm以上、周囲60cm以上）が確保されていること ②給水タンク等の天井、底又は周壁と建築物の他の部分を兼用としないこと ③給水タンク等の上にポンプ等の機器を設ける場合は、飲料水を汚染することのない措置が講じられていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第2項第6号 昭50建告第1597号第1第2号(1)、(2)、(9) 設備指針（1-1）～（1-2）P3～5 設備指針（1-7）～（1-8）P14～15 設備指針（1-10）P20	
	建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況	<p>【設置場所：建築物の外部（タンク等の底が、地盤面下又は地盤面であり、便所、浄化槽等からの距離が5m未満のもの）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①底又は周壁に保守点検スペース（上部1m以上、底部60cm以上、周囲60cm以上）が確保されていること <p>※地下ピット等に設ける給水タンク室を他の配管が貫通することは望ましくない ※タンクの構造の審査するポイントは構造詳細図に記載している</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
配管設備の仕様書	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置	<ul style="list-style-type: none"> 土中埋設配管、屋外露出配管、多湿箇所等の配管材料又は防腐措置が明示されていること 鉛管を使用する場合はコンクリート埋設部には使用しない旨明示すること <p>なお、給水装置（給水管、継手及び蛇口等）については、鉛レスや鉛を含む部分を表面処理したものをを用いること</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第1項第1号 設備指針（1-23）P33 運用改善P53	
	圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種類	<ul style="list-style-type: none"> 水の温度上昇に伴う膨張による配管等の破損防止のために、逃し弁、安全弁などの安全装置が明記されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第1項第4号 運用改善P54	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
配管設備の仕様書	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開閉部に講じた水の逆流防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 衛生設備平面図又は衛生器具リストにて給水箇所を明示し、吐水口空間の確保を確認すること 大小便器の洗浄弁や屋外埋設型の散水栓等の長時間水が滞留する恐れがあるものには、バキュームブレーカー等の逆流防止措置が明記されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第2項第2号 設備指針(1-9)P17	
	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 断熱材による被覆、埋設配管を凍結深度以下に埋設すること 未使用時に配管内の水を排出する水抜き措置(水抜き栓、不凍栓等)の設置、加温式凍結防止器等が明記されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第2項第4号 運用改善P56	
	金属製の給水タンク等に講じたさび止めのための措置	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水を汚染しない方法による防錆措置が明記されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第2項第5号	
	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、流速を制限した配管選定、ウォーターハンマー防止器の設置(水撃防止形逆止弁)、配管経路設計等の措置がされていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第2項第6号 昭50建告第1597号第1第1号イ 運用改善P56	
	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置	<ul style="list-style-type: none"> 排水トラップの深さは、5cm以上10cm以下(阻集器を兼ねる排水トラップにあっては、5cm以上)とすること、又はJIS規格など、排水トラップの規格が明示されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第3項第5号 昭50建告第1597号第2第3号 運用改善P57	
配管設備の構造詳細図	飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 濾材等の構造及び設置方法が平12建告第1390号の規定に適合すること ※浄水器等いわゆる上質水供給装置を設けた場合に確認 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第2項第3号 平12建告第1390号 設備指針(1-13)P22	
	給水タンク等の構造	<ul style="list-style-type: none"> 以下の構造を有すること ①マンホール(直径60cm以上の円が内接する場合に限る。)が設置されていること ※天井がふたを兼ねる場合は不要 ②水抜き管(排水口空間を設けていること) ③オーバーフロー管(防虫網付きであること)(排水口空間を設けていること) ④浸水検出装置(最下階の床下等に給水タンク等が設置される場合) ⑤通気管(防虫網付きであること) ※有効容量2m³未満のものは不要 ※内部には飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第2項第5号、第6号 昭50建告第1597号第1第2号(3)~(8) 設備指針(1-1)~(1-2)P3~5 設備指針(1-7)~(1-8)P14~15 設備指針(1-10)P20	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
配管設備の 構造詳細図	排水槽の構造	<ul style="list-style-type: none"> 以下の構造を有すること ①マンホール（直径60cm以上の円が内接する場合に限る。）が設置されていること ②排水槽の勾配が、吸い込みピットに向かい1/15以上1/10以下となること ③通気管（外気に開放されていること） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第3項第5号 昭50建告第1597号第2第2号	
	阻集器の位置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれのある物を含む場合は、有効な位置に阻集器を設けていること 配管図等で阻集器の設置箇所が明記されていること また阻集器の構造が、 <ul style="list-style-type: none"> ①汚水から油脂等を有効に分離できること ②容易に掃除ができること ※阻集器にトラップが設けられている場合は、昭50建告第1597号第2第3号（排水トラップの構造）の規定も適合する必要がある 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第3項第5号 昭50建告第1597号第2第4号 運用改善2 P56	
配管設備の 系統図	配管設備の種類、配置及び構造	<ul style="list-style-type: none"> 使用する配管の材料及び認定工法の番号が明記されていること。また設置条件が大臣認定の仕様に適合していること ※立て管に耐火二層管を使用する場合、立て管すべてを耐火二層管とすること（大臣認定条件） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4 設備指針（1-19）P27	
	配管設備の末端の連結先	排水放流先（公共下水道、都市下水路、用水路、道路側溝、地下浸透ます等）が明記されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第3項第3号	
	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置	各階平面図で表現できない床貫通等の位置が明記されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第1項第7号 平12建告第1422号	
	給水管の止水弁の位置	給水立て管から各階への主要な分岐管で、分岐点に近接した部分に止水弁の位置が明記されていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第2項第6号 昭50建告第1597号第1項第1号口	
	排水トラップ、通気管等の位置	<ul style="list-style-type: none"> 平面図等他の図面で分かりにくい縦系統の内容が明記されていること（通気管の末端と建物の開口部との位置については、「設備指針」を参考にすること） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第3項第5号 昭50建告第1597号第2第3号～第5号 設備指針（1-17）P25	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
排水のための配管設備の容量及び傾斜を算出した際の計算書	排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 配管口径選定根拠及び配管勾配の設計基準について明記すること ※計算方法としては排水負荷単位法、定常流量法などがある（SHASE-S206）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4第3項第1号 運用改善 P58	
配管設備の使用材料表	配管設備に用いる材料の種類	<ul style="list-style-type: none"> 配管の材質が明記されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の4	
構造詳細図	昇降機以外の建築設備の構造方法	<ul style="list-style-type: none"> 令第129条の2の3第1項第2号に基づく建築設備の構造耐力上安全な構造方法について明記されていること 屋上から突出する水槽等を法第20条第1号から第3号に掲げる建築物に設ける場合は構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第129条の2の3第1項第2号、第3号 平12建告第1388号 平12建告第1389号	
給水装置の構造詳細図	水道法第16条に規定する給水装置（以下この項において単に「給水装置」という。）の構造	<ul style="list-style-type: none"> 配置図に、水道本管の分岐から敷地内建築物への引き込みルートが明記されていること また、引込口径・材質についても明記すること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水道法施行令第5条	
給水装置の使用材料表	給水装置の使用材料表		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
配置図	下水道法第10条第1項に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の位置	<ul style="list-style-type: none"> 排水設備（排水管、排水渠その他の排水施設）の位置が明記されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下水道法第10条第1項、第3項 下水道法施行令第8条	
排水設備の構造詳細図	排水設備の構造	<ul style="list-style-type: none"> 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除すること 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること 会所間距離は排水管口径の120倍を超えない範囲内に設けていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下水道法第10条第1項、第3項 下水道法施行令第8条	

※下記、項目については、チェックリスト対象外の設備とする。

- ・令第128条の3第1項第6号並びに昭44建告第1730号第3項（非常用排水設備の規定）
- ・下水道法第25条の2（浸水被害対策区域における特別の措置）
- ・下水道法第30条（都市下水路に接続する特定排水施設の構造）

※表の各項目に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項目に掲げる図書に明示することは不要（規則第1条の3第6項）

（用語解説）

ウォーターハンマー：水撃現象 弁類の急閉止などにより管内に異常な衝撃圧が生じ、衝撃音と振動が発生する現象。

オーバーフロー管：衛生器具又は水槽類の上縁から水を溢れさせないように、上縁の手前に設けた流出口から水を排出する管。

阻集器：汚水から油脂、ガソリン、土砂等を分離及び収集し、残りの水のみを排水できる装置。

排水トラップ：衛生器具又は排水系統中の装置として設けられており、その内部に水をためることにより排水管などからの臭気や害虫などが室内に侵入するのを防止する装置。

バキュームブレーカー：水使用機器において、吐水した水が逆サイホン作用により上水給水系統へ逆流するのを防止するため、給水管内に負圧が発生したときに自動的に空気を吸引し負圧を解消する構造を持つ器具。

分流式：汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する方式。

合併処理浄化槽（FRP製大臣認定品）

R2. 4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
付近見取図	申請建築物の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第2条第8号に規定する処理区域外であること ・下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合であること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第31条第2項 浄化槽法第3条の2	
配置図	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物との位置関係（土庄の影響を受けない場所に設置されているか） ・浄化槽に雨水が流入していないこと ・建築物からの汚水、雑排水が浄化槽へ適切に接続されていること ・浄化槽からの排水が放流先に接続されていること 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第19条第3項 法第31条第2項 浄化槽法第3条の2	
浄化槽の仕様書	浄化槽の処理対象人員及びその算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS A 3302-2000に基づき、処理対象人員を算定していること（建築物用途、床面積の整合確認、定員証明書の添付の有無など） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第31条第2項 令第32条 昭44建告第3184号 JIS A 3302-2000	
浄化槽の構造詳細図	浄化槽の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の仕様書との整合確認（人槽等） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第31条第2項 令第35条 法第68条の25	

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第1条の3第6項）

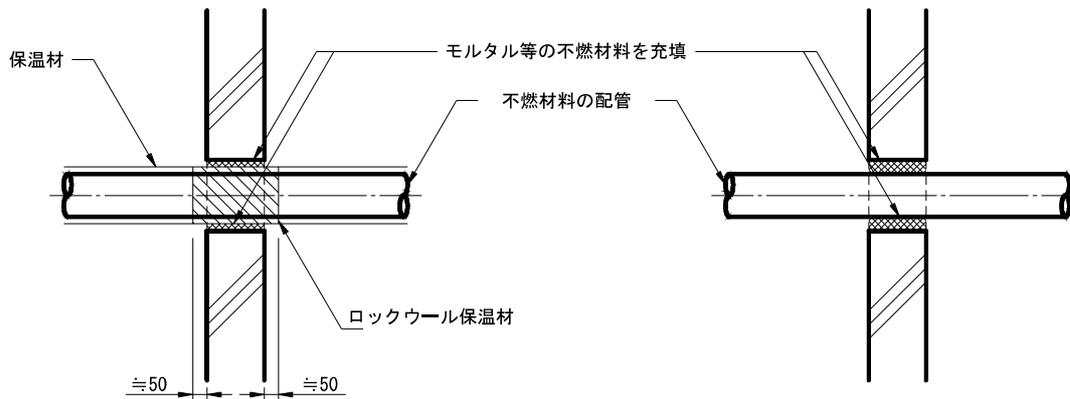
**建築確認申請（建築設備）における
明示すべき事項の参考図書**

給排水設備	令第 112 条第 20 項 令第 129 条の 2 の 4	図書名	二面以上の断面図
-------	-----------------------------------	-----	----------

明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 給水管、配電管その他の管と令第 112 条第 20 項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造
---------	---

(a) 貫通部において保温が必要な配管

(b) 貫通部において保温が不要な配管



- 貫通部周囲の充填材は、必要に応じて脱落防止措置を施す。
- 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び防火区画等を貫通する部分からそれぞれ両側に 1 m 以内の距離にある部分を不燃材料で造る。

図面作成、施工上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 不燃材料以外の配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法に適合する工法とする。 不燃材料以外のスリーブ材（紙製仮枠等）を使用した場合は、配管前に必ず取り除く。 	図面No. 1
---	-----------------------

給排水設備	令第 129 条の 2 の 4	図書名	配管設備の構造詳細図
-------	-----------------	-----	------------

明示すべき事項	配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の措置
---------	------------------------

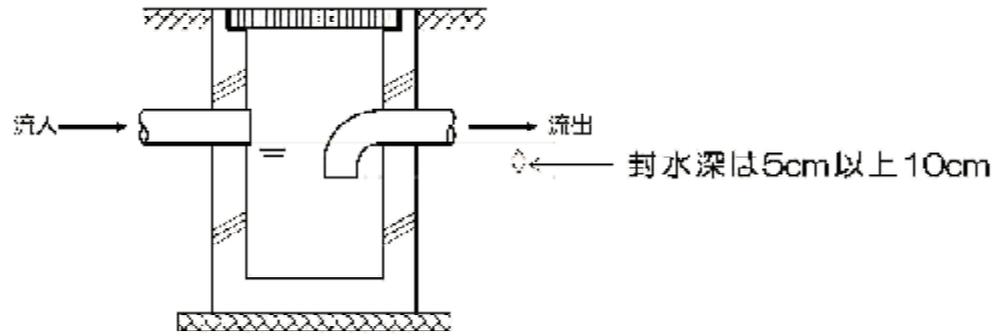


図 現場施工のトラップ構の例

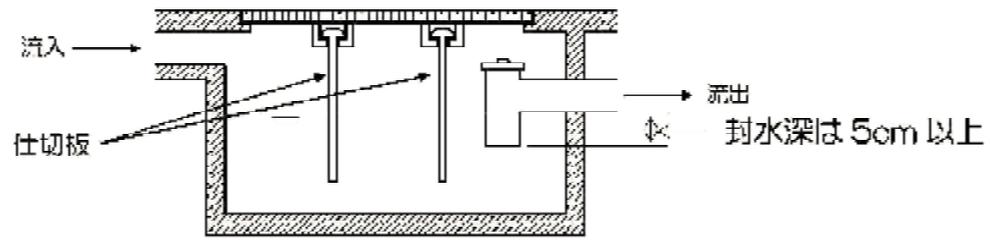
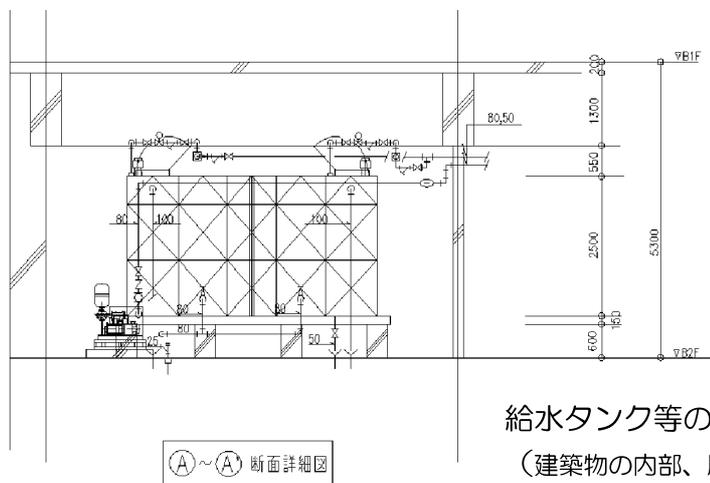
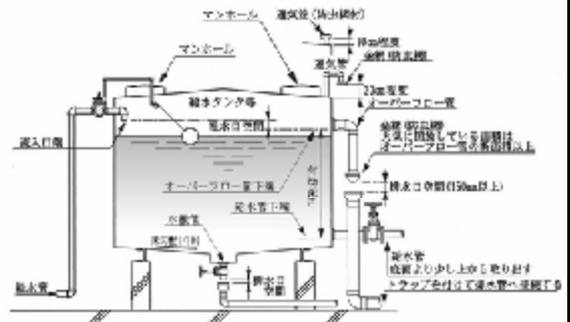
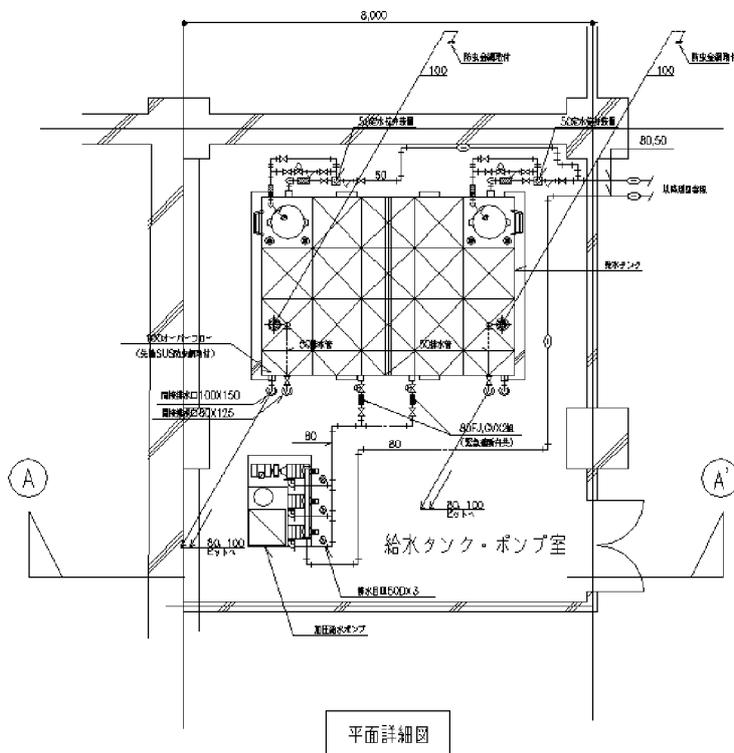


図 阻集器

<p>図面作成、施工上の注意事項</p> <p>「排水トラップ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二重トラップとならないように設ける。 ・汚物などが付着し、沈殿しない構造とする。 ・容易に掃除のできる構造とする。 <p>「阻集器」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離できる構造とする。 ・容易に掃除ができる構造とする。 <p>昭和 50 年建設省告示第 1597 号参照</p>	<p>図面No.</p> <p>2</p>
--	-----------------------

給排水設備	令第 129 条の 2 の 4	図書名	平面図・断面図・構造詳細図
-------	-----------------	-----	---------------

明示すべき事項	給水タンク等の位置及び構造・給水タンク等に設けるマンホール、オーバーフロー管、通気のための装置の位置及び構造		
---------	--	--	--

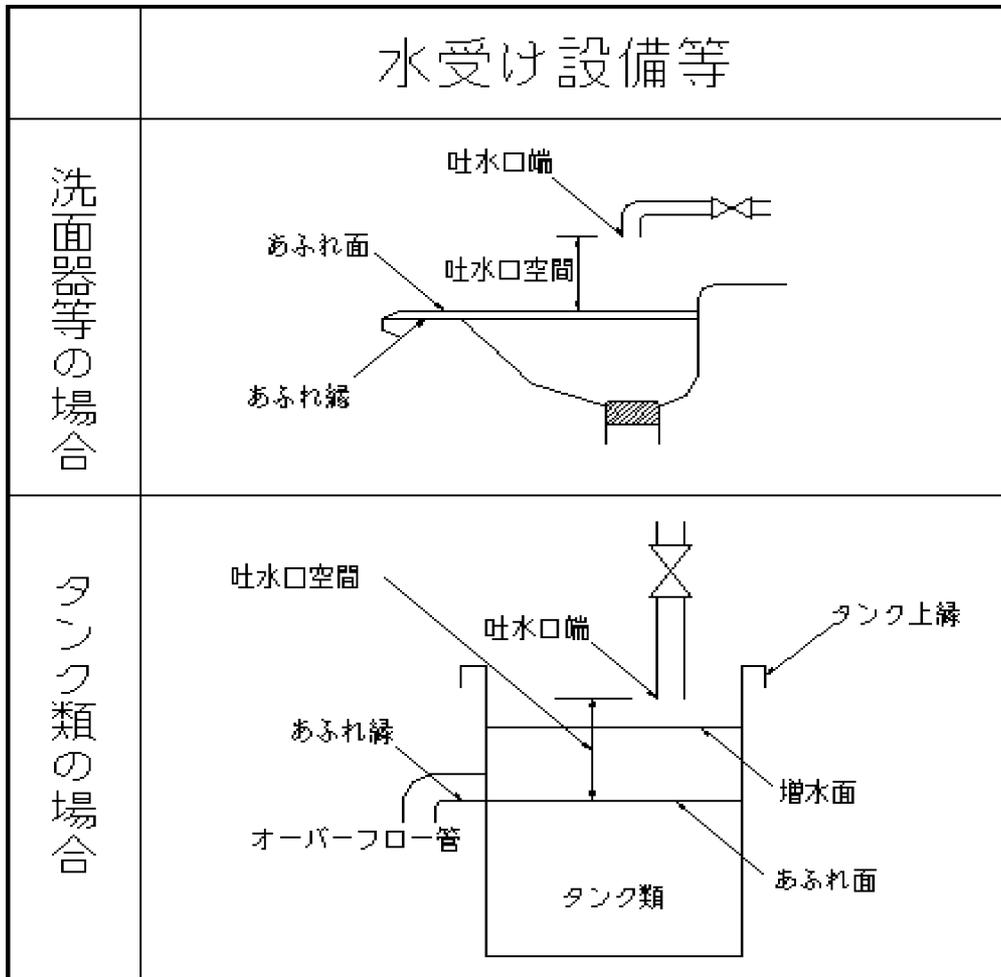


給水タンク等の設置要領

(建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合)

<p>図面作成、施工上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 平面図及び断面図などにより 6 面の保守点検及びマンホールによる内部点検が容易、かつ、安全にできることが確認できる図とする。 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機などの機器を設ける場合、飲料水を汚染しないための措置を記入する。 昭和 50 年建設省告示第 1597 号参照 	<p>図面No.</p> <p>3</p>
--	-----------------------

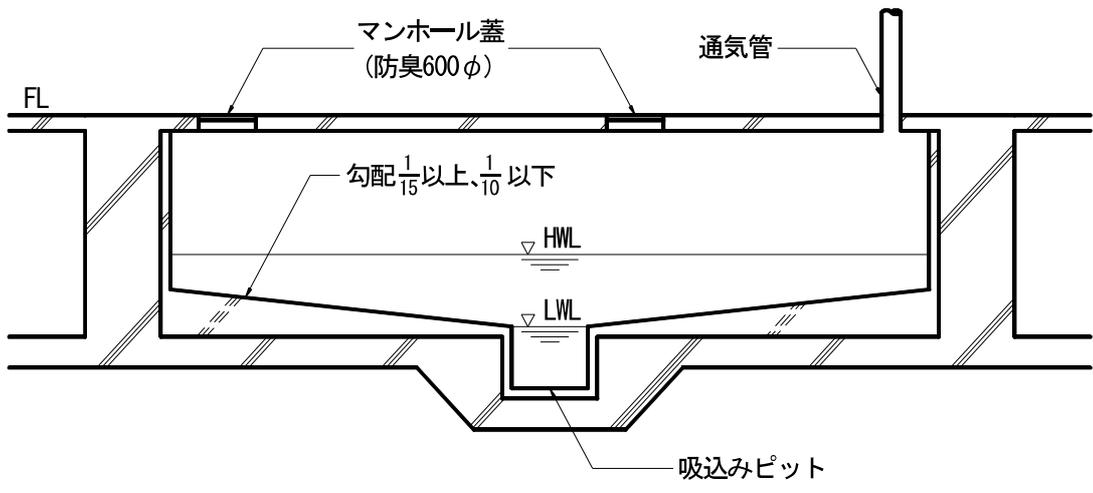
給排水設備	令第 129 条の 2 の 4	図書名	配管設備の構造詳細図
明示すべき事項	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の構造		



図面作成、施工上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ あふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ。 ・ 吐水口空間が取れない場合、逆止弁を設ける等有効な逆流を防ぐ措置を講ずる。 ・ 平成 12 年建設省告示第 1390 号参照 	図面No. 4
---	-----------------------

給排水設備	令第 129 条の 2 の 4	図書名	配管設備の構造詳細図
-------	-----------------	-----	------------

明示すべき事項	排水槽（排水を一時的に滞留させるための水槽をいう。）の構造
---------	-------------------------------



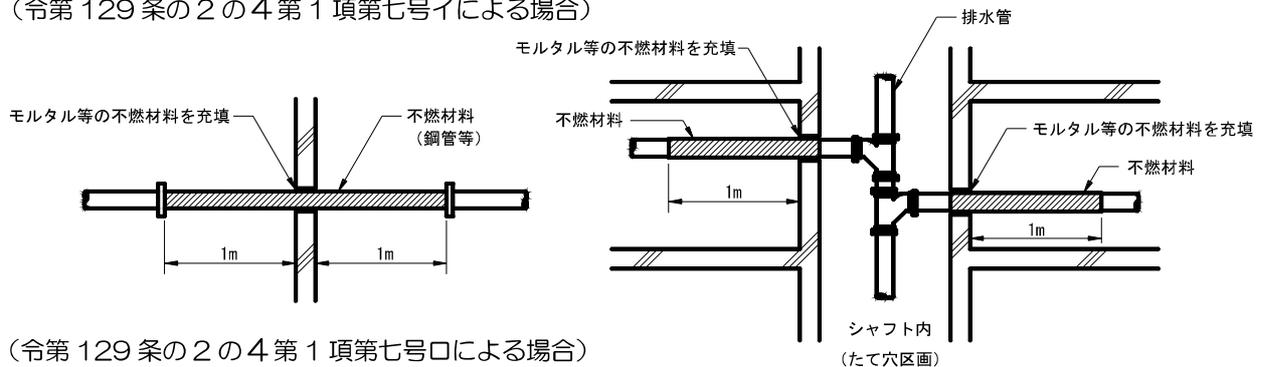
・通気は直接外気に開放する

図面作成、施工上の注意事項 ・ 昭和 50 年建設省告示 1597 号参照	図面No. 5
--	------------

給排水設備	令第 129 条の 2 の 4	図書名	配管設備の構造詳細図
-------	-----------------	-----	------------

明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・配管設備の構造 ・配管設備の覆いの有無
---------	---

(令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号イによる場合)



(令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号ロによる場合)

・以下の表に従うものとする。

硬質塩化ビニル管等の防火区画等の貫通

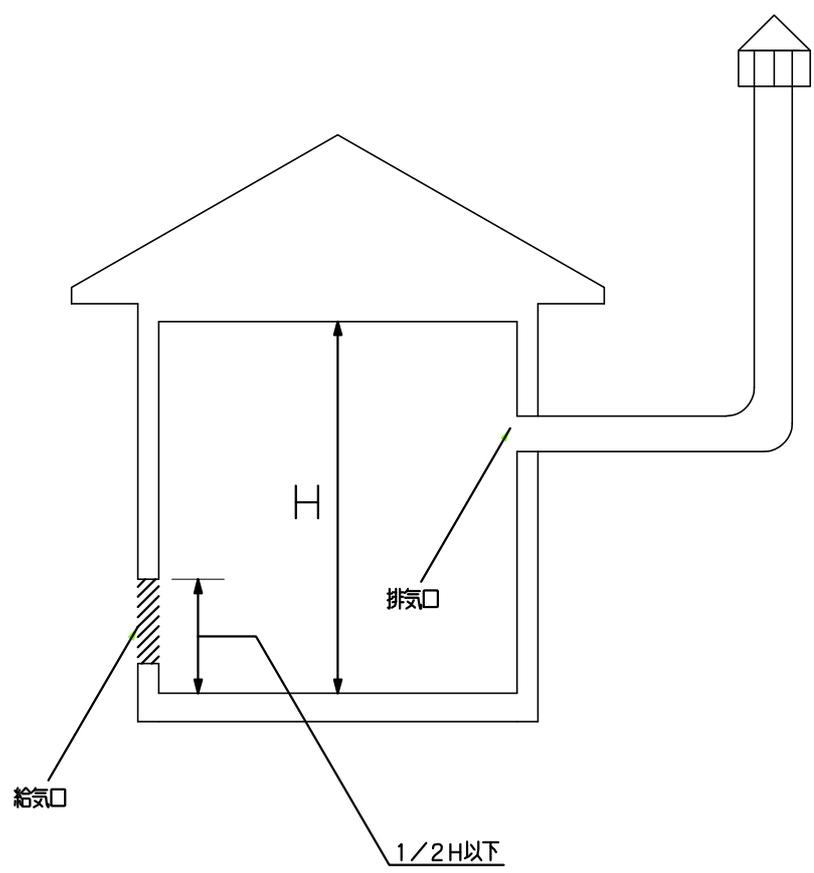
給水管等の用途	覆いの有無	材 質	肉 厚	給水管等の外径			
				給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分			
				防火構造	30 分 耐火構造	1 時間 耐火構造	2 時間 耐火構造
給水管		難燃材料又は 硬質塩化ビニ ル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm
配電管		難燃材料又は 硬質塩化ビニ ル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
排水管及び排水 管に附属する通 気管	覆いのない 場合	難燃材料又は 硬質塩化ビニ ル	4.1mm 以上	61mm	61mm	61mm	61mm
			5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	61mm
			6.6mm 以上	115mm	115mm	90mm	61mm
	厚さ 0.5mm 以上の鉄板で 覆われている 場合	難燃材料又は 硬質塩化ビニ ル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm
			7.0mm 以上	141mm	141mm	115mm	90mm

- 1 この表において、30分耐火構造、1時間耐火構造及び2時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ30分、1時間及び2時間耐える性能を有する構造をいう。
- 2 給水管等が貫通する令第112条第20項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これらに類するものは、30分耐火構造とみなす。
- 3 内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該管の先端を密閉してあること。

図面作成、施工上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・貫通位置および口径は平面図または系統図による。 ・平成 12 年建設省告示第 1422 号参照 	図面No. 6
--	-----------------------

換気設備	令第129条の2の5	図書名	二面以上の断面図 換気設備の構造詳細図
------	------------	-----	------------------------

明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・給気口又は給気機の位置 ・排気口若しくは排気機又は排気筒の位置 ・排気筒の立上り部分及び頂部の構造
---------	--

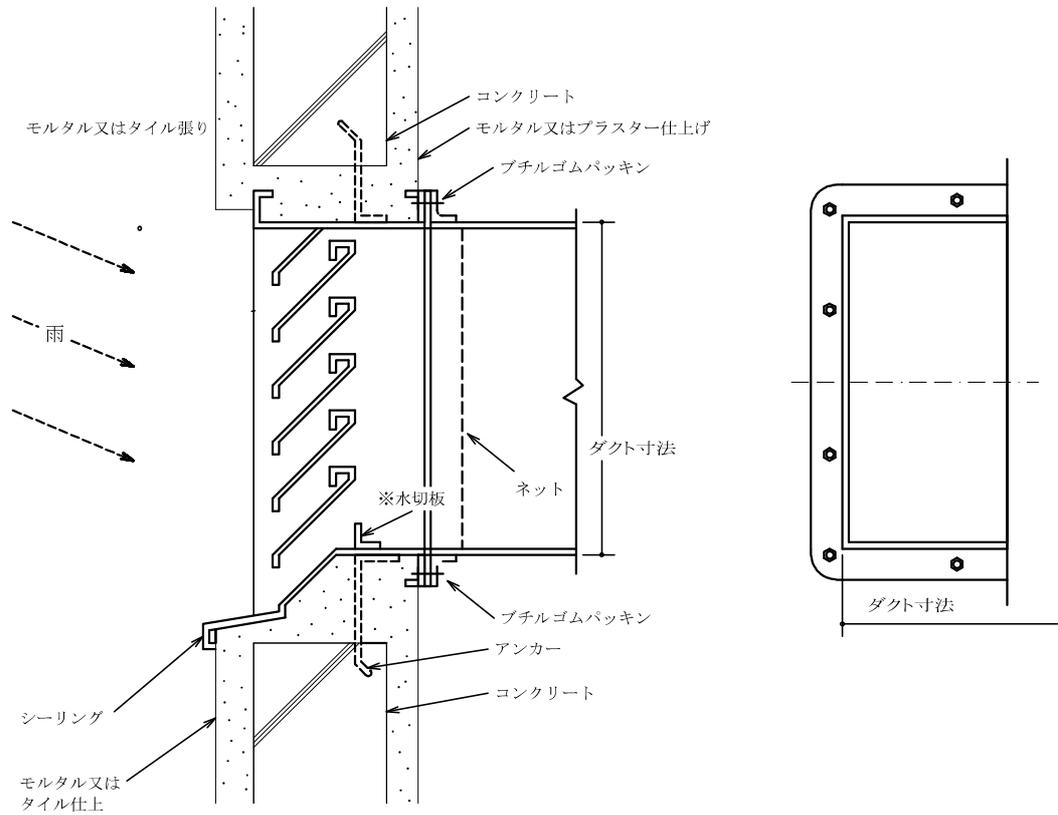


- ・ 換気上有効な給気口及び排気筒を設ける。
- ・ 給気口は、居室天井高さの2分の1以下の高さの位置に設け、常時外気に開放された構造とする。
- ・ 排気口（排気筒の居室に面する開口部をいう。）は、給気口より高い位置に設け、常時開放された構造とし、かつ、排気筒の立上り部分に直結する。
- ・ 排気筒は、排気上有効な立上り部分を有し、その頂部は、外気の流れによって排気が妨げられない構造とし、かつ、直接外気に開放する。
- ・ 排気筒には、その頂部及び排気口を除き、開口部を設けない。
- ・ 給気口及び排気口並びに排気筒の頂部には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をする。

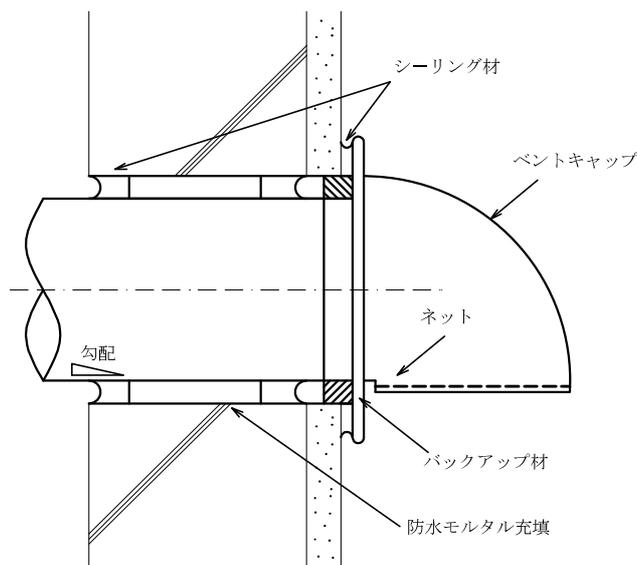
図面No. 7

換気設備	令第129条の2の5	図書名	換気設備の構造詳細図
明示すべき事項	給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造		

(1) ガラリ



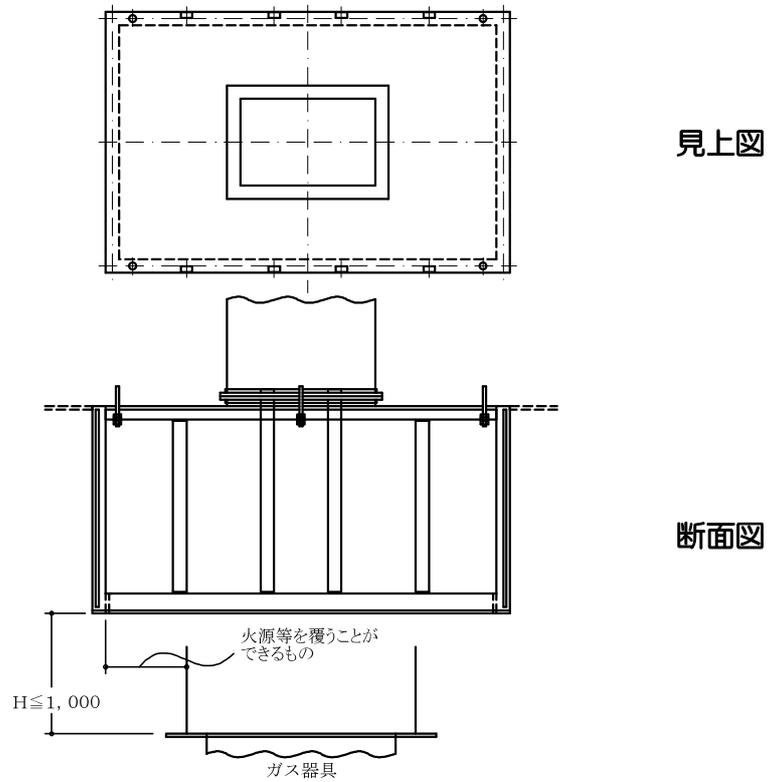
(2) ベントキャップ



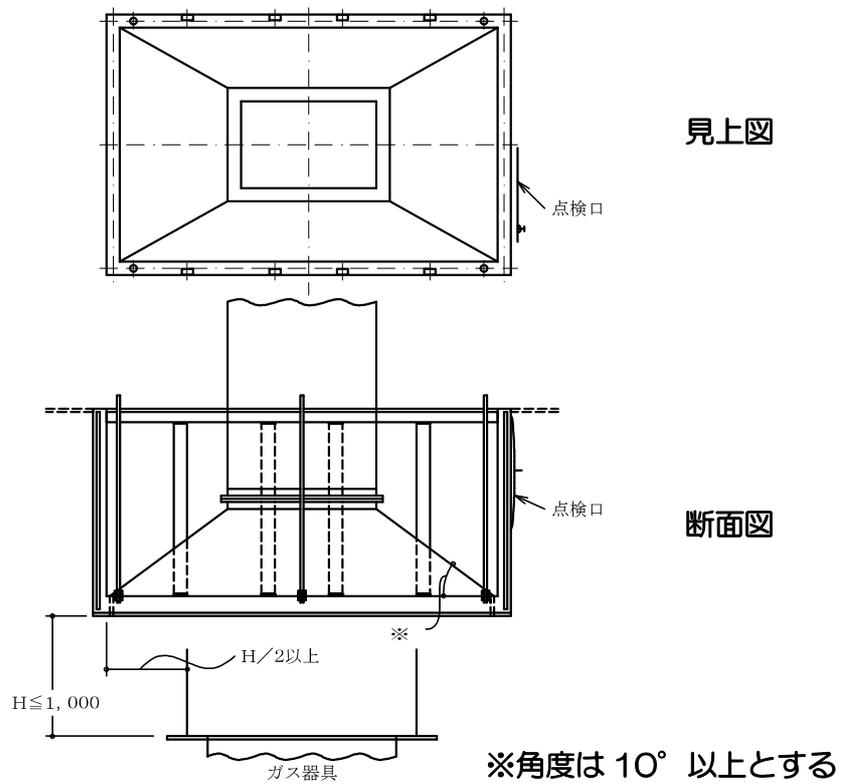
図面No. 8

換気設備	法第 28 条第 3 項	図書名	換気設備の構造詳細図
明示すべき事項	火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別		

(1) 排気フード I 型



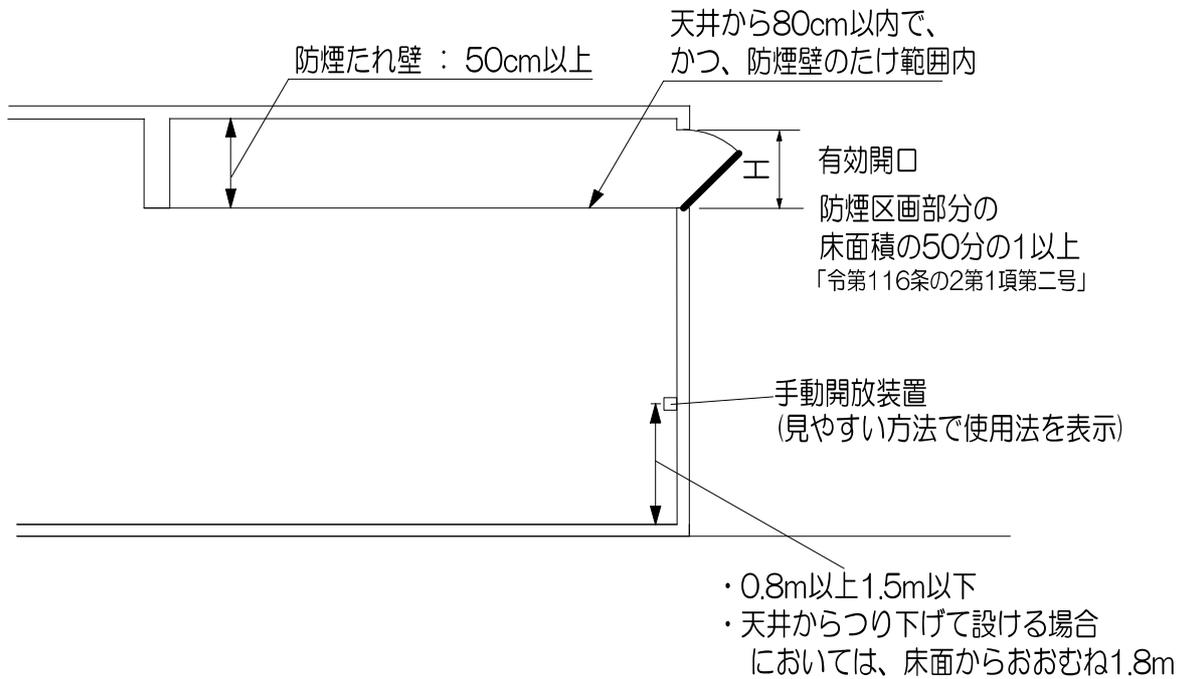
(2) 排気フード II 型



図面No. 9

排煙設備	令第 126 条の 3 第 1 項	図書名	二面以上の断面図 排煙設備の構造詳細図
------	-------------------	-----	------------------------

明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排煙口に設ける手動開放装置の位置 ・ 排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置 ・ 排煙口に設ける手動開放装置の使用方法
---------	---



図面作成上・施工上の注意事項

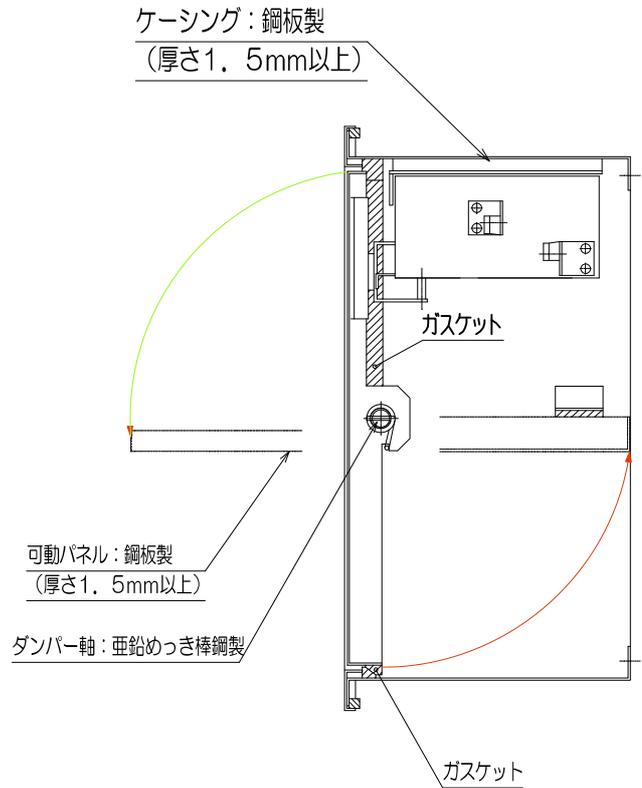
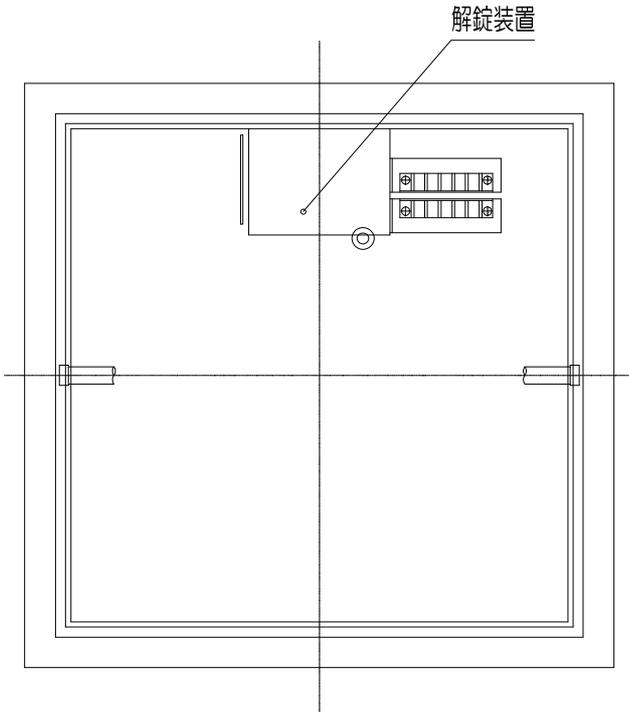
- ・ 窓の開放方式によって有効面積が異なるので注意する。
- ・ 令第 116 条の 2 第 1 項第二号参照

図面No. 10

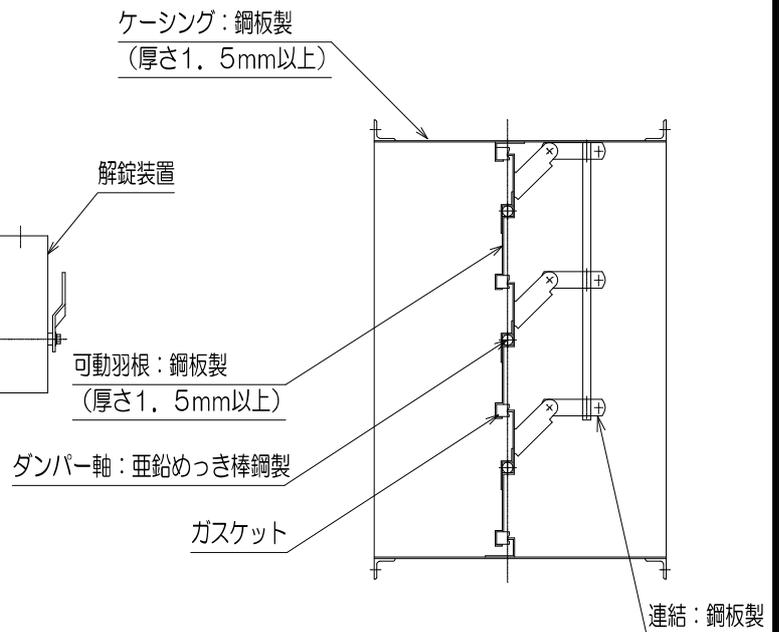
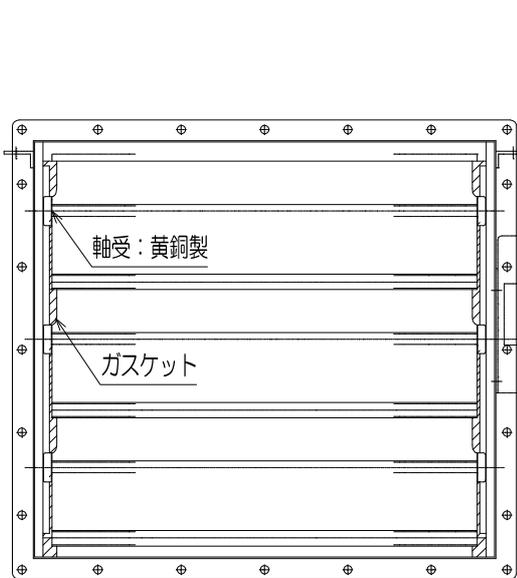
排煙設備	令第5章第3節の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
------	----------------------	-----	------------

明示すべき事項	排煙口の構造
---------	--------

排煙口



排煙ダンパー

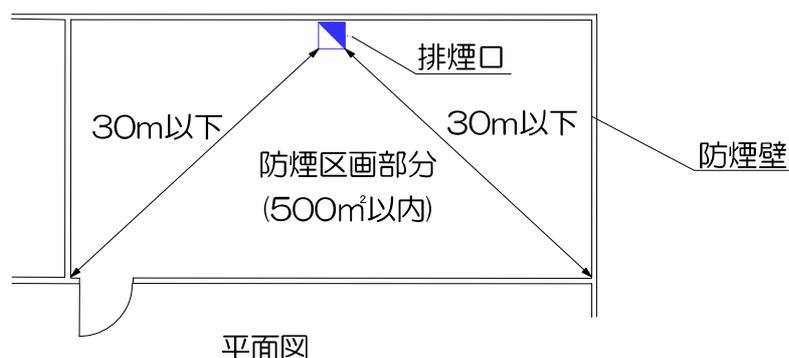
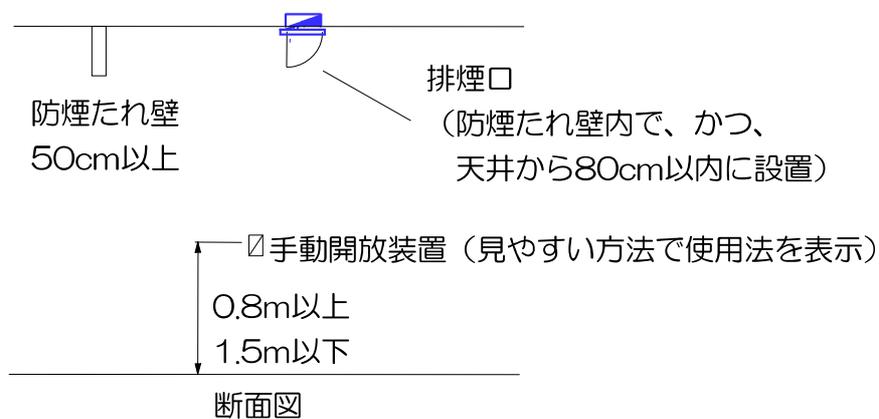


図面No. 11

排煙設備	令第 126 条の 3 第 1 項	図書名	断面図 構造詳細図
------	-------------------	-----	--------------

明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排煙口に設ける手動開放装置の位置 ・ 排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置
---------	---

排煙口、排煙手動起動装置の配置



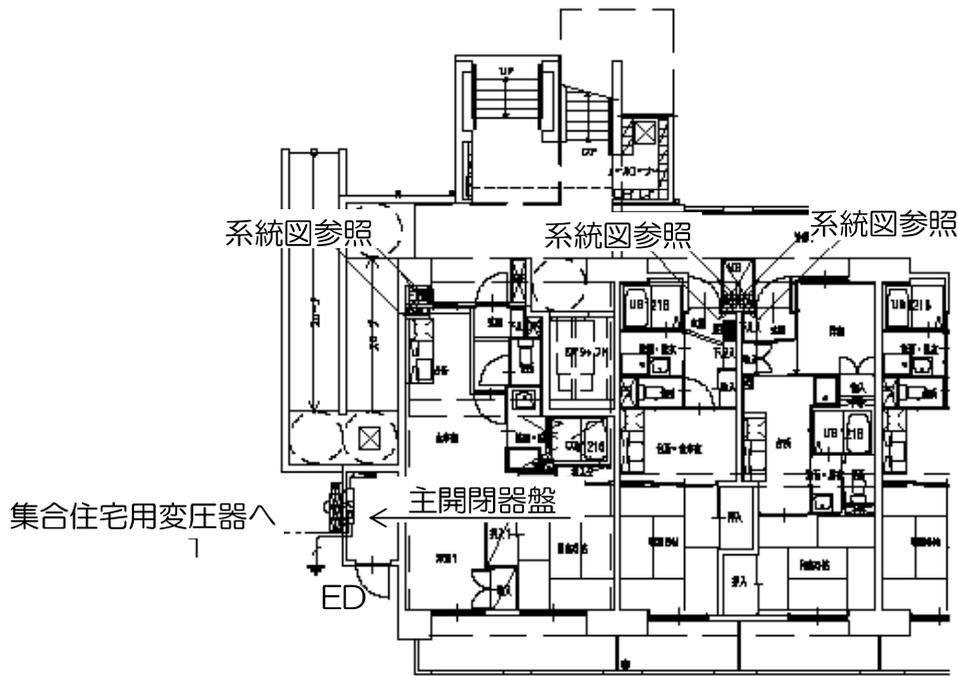
図面作成、施工上の注意事項

- ・ 令 126 条の 2 第 1 項参照。
- ・ 建築物をその床面積 500 m²以内ごとに、防煙壁で区画すること。
- ・ 排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。
- ・ 排煙口は、防煙区画部分のそれぞれについて、当該防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至る水平距離が 30m 以下となるように、天井又は壁の上部に設け、直接外気に接する場合を除き、排煙風道に直結すること。
- ・ 排煙口には、令第 126 条の 3 第 1 項第 4 号の手動開放装置若しくは煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを設けること。
- ・ 排煙口が防煙区画部分の床面積の 1/50 以上の開口面積を有し、かつ、直接外気に接すること（1 の排煙口の開放に伴い自動的に作動し、かつ、1 分間に、120m³以上で、かつ、防煙区画部分の床面積 1m²につき 1m³（2 以上の防煙区画部分に係る排煙機にあつては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積 1m²につき 2m³）以上の空気を排出する能力を有する排煙機を設ける場合を除く）。

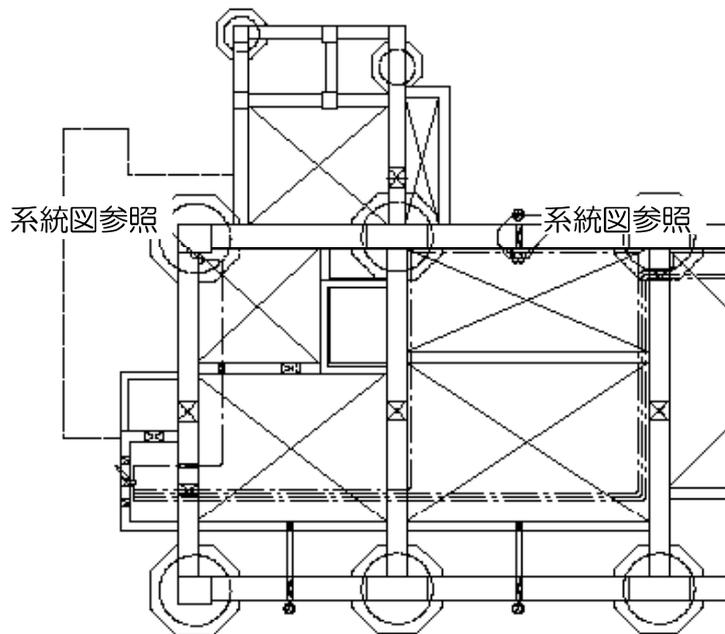
図面 No12

電気設備	法第32条	図書名	各階平面図
------	-------	-----	-------

明示すべき事項	・ 常用の電源及び予備電源の種類及び位置
---------	----------------------



1階平面図

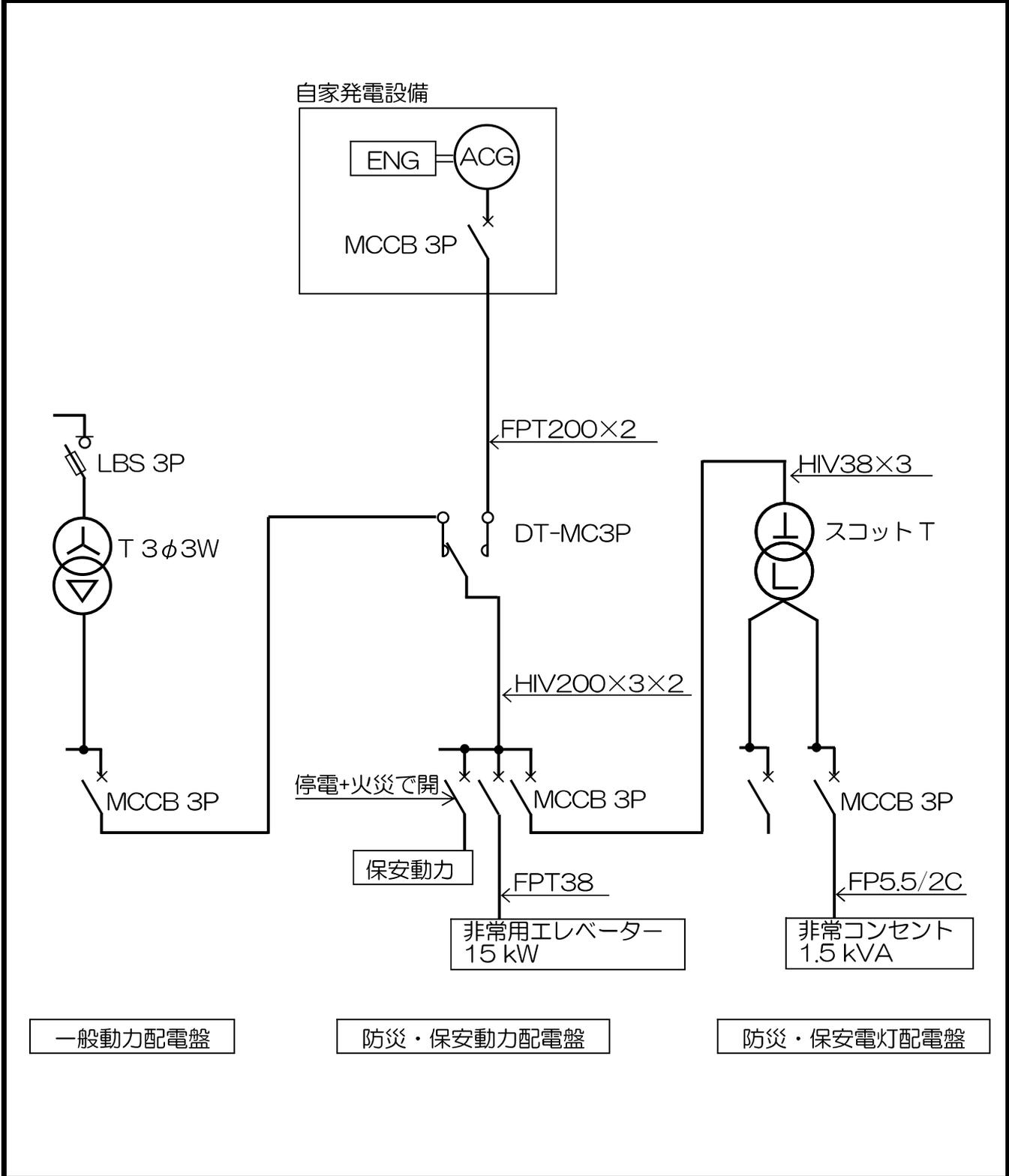


ピット階平面図

<p>図面作成、施工上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主開閉器盤の位置、住戸幹線の経路を記載する 	図面No.13
--	---------

電気設備	法第 32 条	図書名	電気設備の構造詳細図
------	---------	-----	------------

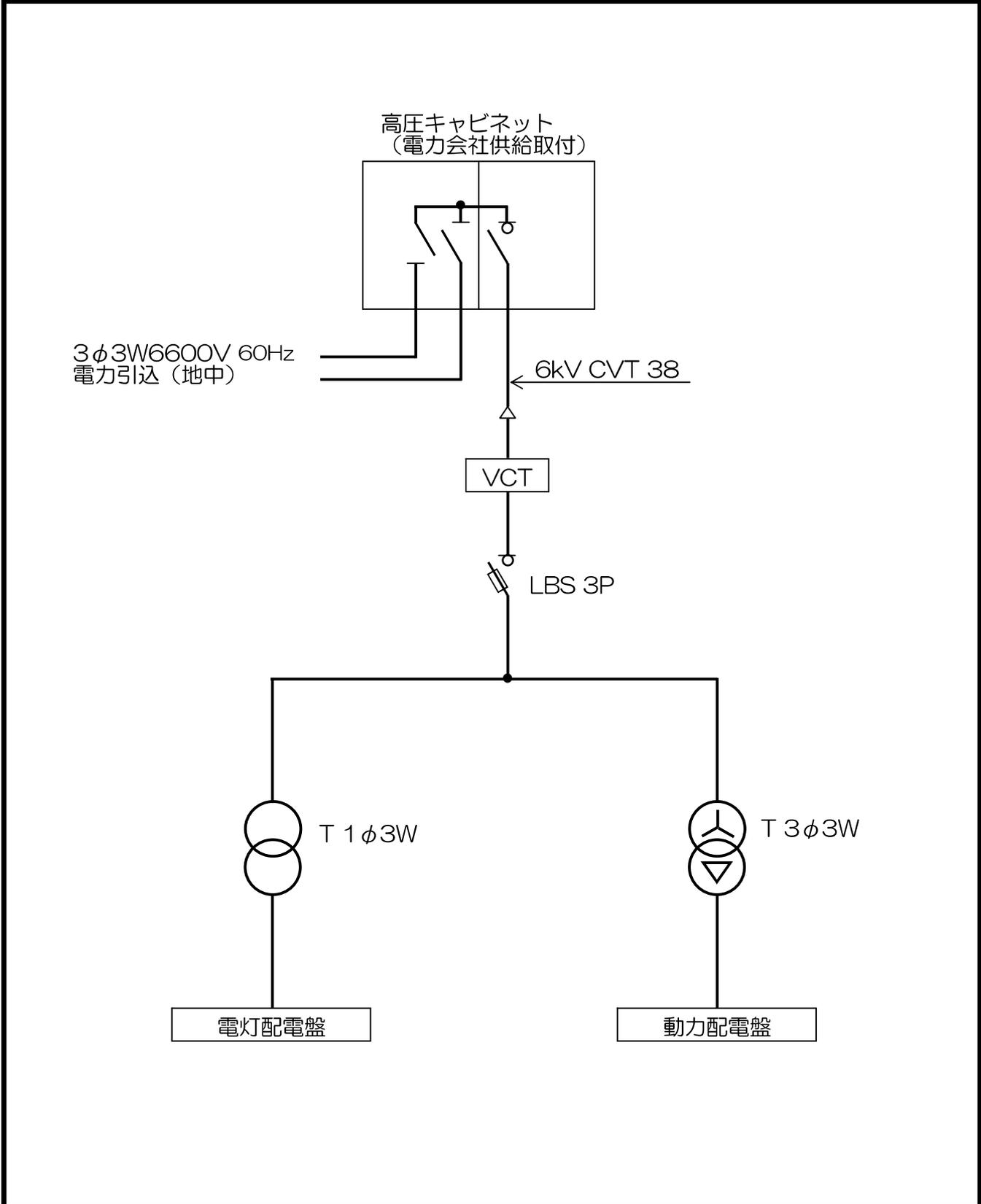
明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・受電設備の電気配線の状況 ・常用の電源及び予備電源の種類及び構造 ・予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況
---------	--



<p>図面作成、施工上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電電圧、架空・地中引込の区別、引込配線の仕様、主しや断装置の種別 ・予備電源の種類と予備電源から供給する負荷の名称、容量、及び電気配線仕様 ・予備電源からの電源供給時の接続状況 <p>を記載する</p>	<p>図面No. 14</p>
---	----------------------------

電気設備	法第 32 条	図書名	電気設備の構造詳細図
------	---------	-----	------------

明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・受電設備の電気配線の状況 ・常用の電源及び予備電源の種類及び構造
---------	--



<p>図面作成、施工上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電電圧、架空・地中引込の区別、引込配線の仕様、主しゅ断装置の種別を記載する。 	図面No.15
---	---------

○記載ポイント

・照明装置の構造として、電球の種類（蛍光灯/白熱灯の別）及びソケットの材質、照明器具内の電線の種類を各階平面図に明示します。
 ※照明器具の性能については建築主事等の判断によることとなります。

○記載例

各階平面図

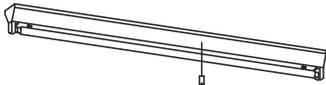
（照明装置の位置及び構造・照度を確保することができる範囲）

（照明装置の構造）

照明装置	電球の種類	ソケットの材質	照明器具内の電線の種類	備考
A	白熱灯	セラミックス	二種ビニル絶縁電線	電源内蔵型
B	蛍光灯	フェノール樹脂	フッ素絶縁電線	電源内蔵型

（注）上表の備考欄には、電源内蔵型・電源別置型の別、照明器具の性能の判断根拠等を記載します。

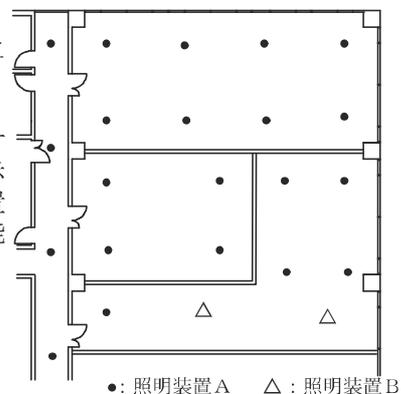
※照明装置の構造については、以下のように、照明器具姿図表を用いて明示することも可能です。

<p>照明装置A 電球：白熱灯、ソケット：セラミックス、電線：二種ビニル絶縁電線、備考：電源内蔵型</p>  <p>表 30分点灯後で、床面水平面照度1Lx以上とできる最大取付け間隔</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具取付け高さ</th> <th>2,4m</th> <th>2,6m</th> <th>3,0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単体配置 A1</td> <td>4,0m</td> <td>4,1m</td> <td>4,1m</td> </tr> <tr> <td>直線配置 A2</td> <td>9,9m</td> <td>10,2m</td> <td>10,8m</td> </tr> <tr> <td>四角配置 A3</td> <td>8,7m</td> <td>9,0m</td> <td>9,6m</td> </tr> </tbody> </table>	器具取付け高さ	2,4m	2,6m	3,0m	単体配置 A1	4,0m	4,1m	4,1m	直線配置 A2	9,9m	10,2m	10,8m	四角配置 A3	8,7m	9,0m	9,6m	<p>照明装置B 電球：蛍光灯、ソケット：フェノール樹脂、電線：フッ素絶縁電線、備考：電源内蔵型</p>  <p>表 30分点灯後で、床面水平面照度2Lx以上とできる最大取付け間隔</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具取付け高さ</th> <th></th> <th>2,1m</th> <th>2,4m</th> <th>2,6m</th> <th>3,0m</th> <th>4,0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">単体配置</td> <td>管軸方向</td> <td>3,2m</td> <td>3,3m</td> <td>3,4m</td> <td>3,5m</td> <td>3,6m</td> </tr> <tr> <td>管軸垂直方向</td> <td>4,4m</td> <td>4,6m</td> <td>4,6m</td> <td>4,7m</td> <td>4,7m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直線配置</td> <td>管軸方向</td> <td>7,9m</td> <td>8,3m</td> <td>8,5m</td> <td>8,9m</td> <td>9,6m</td> </tr> <tr> <td>管軸垂直方向</td> <td>11,2m</td> <td>11,7m</td> <td>11,9m</td> <td>12,4m</td> <td>13,0m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四角配置</td> <td>管軸方向</td> <td>7,9m</td> <td>8,3m</td> <td>8,5m</td> <td>8,9m</td> <td>9,6m</td> </tr> <tr> <td>管軸垂直方向</td> <td>11,0m</td> <td>11,2m</td> <td>11,5m</td> <td>12,0m</td> <td>12,6m</td> </tr> </tbody> </table>	器具取付け高さ		2,1m	2,4m	2,6m	3,0m	4,0m	単体配置	管軸方向	3,2m	3,3m	3,4m	3,5m	3,6m	管軸垂直方向	4,4m	4,6m	4,6m	4,7m	4,7m	直線配置	管軸方向	7,9m	8,3m	8,5m	8,9m	9,6m	管軸垂直方向	11,2m	11,7m	11,9m	12,4m	13,0m	四角配置	管軸方向	7,9m	8,3m	8,5m	8,9m	9,6m	管軸垂直方向	11,0m	11,2m	11,5m	12,0m	12,6m
器具取付け高さ	2,4m	2,6m	3,0m																																																												
単体配置 A1	4,0m	4,1m	4,1m																																																												
直線配置 A2	9,9m	10,2m	10,8m																																																												
四角配置 A3	8,7m	9,0m	9,6m																																																												
器具取付け高さ		2,1m	2,4m	2,6m	3,0m	4,0m																																																									
単体配置	管軸方向	3,2m	3,3m	3,4m	3,5m	3,6m																																																									
	管軸垂直方向	4,4m	4,6m	4,6m	4,7m	4,7m																																																									
直線配置	管軸方向	7,9m	8,3m	8,5m	8,9m	9,6m																																																									
	管軸垂直方向	11,2m	11,7m	11,9m	12,4m	13,0m																																																									
四角配置	管軸方向	7,9m	8,3m	8,5m	8,9m	9,6m																																																									
	管軸垂直方向	11,0m	11,2m	11,5m	12,0m	12,6m																																																									

（照明装置の位置・照度を確保することができる範囲）

※電源別置型の照明装置については、予備電源の位置についても平面図に明示します。

※床面において1lx（蛍光灯は2lx）以上の照度を確保することができる範囲については、平面図に照度円を明示する方法のほか、平面図に照明装置の位置及び照明装置の最大取付け間隔の表を明示する方法によることが可能です。（最大取付け間隔の表については、上記のとおり、照明器具姿図表を用いて明示することも可能です。）



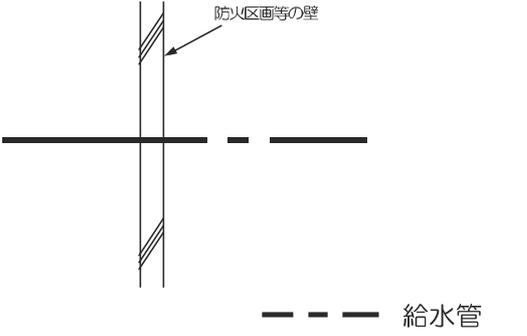
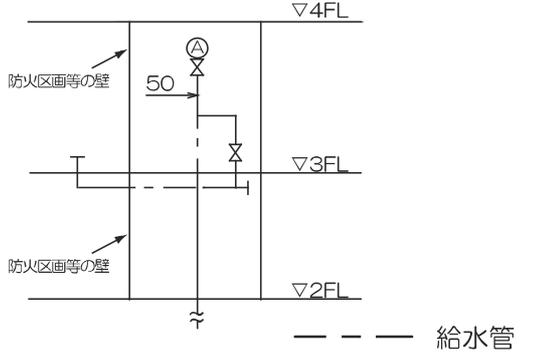
・関連条文

令第126条の4、令第126条の5 平成12年建設省告示第1830号

○記載ポイント

- ・防火区画等の壁を貫通する管の構造として、大臣認定番号等を平面図、系統図に明示します。
- ・防火区画等の壁を貫通する配管の構造に係る認定書の写しについては、構造方法等の認定データベースに登録し、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備することにより、原則として、提出は不要となります。

○記載例

<p>各階平面図 (給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造)</p>	<p>系統図 (給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置)</p>
<p><例. 給水配管></p>  <p>防火区画等の壁</p> <p>給水管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火区画等の壁を貫通する配管の構造は国土交通大臣認定番号〇〇による 	<p><例. 給水配管></p>  <p>防火区画等の壁</p> <p>50</p> <p>防火区画等の壁</p> <p>給水管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火区画等の壁を貫通する配管の構造は国土交通大臣認定番号〇〇による

二面以上の断面図

(給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造)

- ・規則第1条の3第6項の規定により、二面以上の断面図に明示すべき事項を他の図書（各階平面図、系統図など）に明示したときは、当該事項を二面以上の断面図に明示することは不要となります。

・関連条文

令第129条の2の4第1項第七号 平成12年建設省告示第1422号

○記載ポイント

・腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置を仕様書に明示します。

○記載例

仕様書

(腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置)

以下のように、腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じて、腐食防止のために講じた措置を明示してください。

- 土中埋設
(外面被覆のない鋼管) 防食テープ、熱収縮シート又はチューブ 等
(油管) 平成2年自治省告示第204号に規定する材料・方法 等
- コンクリート埋設
(外面被覆のない鋼管・鉛管) 防食テープ 等
- 多湿箇所
(外面被覆のない鋼管) アスファルトプライマー、金属外装、合成樹脂外装 等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。

該当する項目にレ点

● 土中埋設

外面被覆のない鋼管

- 防食テープ
- 熱収縮シート又はチューブ
- その他 ()

油管

- 平成2年自治省告示第204号に規定する材料・方法

● コンクリート埋設

外面被覆のない鋼管・鉛管

- 防食テープ
- その他 ()

● 多湿箇所

外面被覆のない鋼管または保温のある配管

- アスファルトプライマー
- 金属外装
- 合成樹脂外装
- その他 ()

・ 関連条文

令第129条の2の4第1項第一号

○記載ポイント

- ・安全装置の種別を仕様書に「JISOO」等として明示します。

○記載例

仕様書
(圧カタンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別)

以下のように、安全装置の種別を明示してください。

逃し弁(JISOO)、膨張管(JISOO)、圧力調整装置(JISOO)、減圧水槽(JISOO)、膨張水排出装置(JISOO) 等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。

該当する項目にレ点

- 逃し弁(JISOO)
- 膨張管(JISOO)
- 圧力調整装置(JISOO)
- 減圧水槽(JISOO)
- 膨張水排出装置(JISOO)
- その他 ()

※以下のように、機器リストを用いて明示することも可能です。

機器番号	機器名称	機器仕様	台数
WHE-1	電気湯沸器	形式： 貯湯式電気湯沸器	1
		付属品： 逃し弁(JISOO)	

・関連条文

令第129条の2の4第1項第一号

○記載ポイント

- ・水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置（吐水口空間を確保など）を仕様書に明示します。

○記載例

仕様書

（水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止装置のための措置）

以下のように、水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置を明示してください。

「水栓とあふれ面の吐水口空間を確保する」、「逆止弁を設置する」、「バキュームブレーカーを設置する」等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。

該当する項目にレ点

- 水栓とあふれ面の吐水口空間を確保する
- 逆止弁を設置する
- バキュームブレーカーを設置する
- その他（ ）

・ 関連条文、関連告示

令第129条の2の4第2項第一号、第二号、第三号 平成12年建設省告示第1390号

○記載ポイント

・給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置、ウォーターハンマー防止のために講じた措置を仕様書等に明示します。

○記載例

仕様書

(給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置)
(給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置)

(給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置)

以下のように、給水管の凍結による破壊のおそれのある部分に応じて、当該部分に講じた防凍のための措置を明示してください。

- 屋外埋設管：凍結深度以下への埋設（GL- m）等
- 散水栓立ち上がり配管：水抜き栓 等
- 室内：凍結防止ヒーター（テープ式）、室内暖房、水抜き栓 等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。

該当する項目にレ点

- 屋外埋設管
 - 凍結深度以下への埋設（GL- m）
 - その他（ ）
- 散水栓立ち上がり配管
 - 水抜き栓
 - その他（ ）
- 室内
 - 凍結防止ヒーター（テープ式）
 - 室内暖房
 - 水抜き栓
 - その他（ ）

(給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置)

以下のように、給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置を明示してください。

「管径を大きくして流速を小さくする」、「ウォーターハンマー防止器を設置する」、「揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する」 等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。

該当する項目にレ点

- 管径を大きくして流速を小さくする
- ウォーターハンマー防止器を設置する
- 揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する
- その他（ ）

・関連条文

令第129条の2の4第2項第四号、第六号 昭和50年建設省告示第1597号

○記載ポイント

- ・排水トラップの仕様を「JISOO」等として仕様書に明示します。

○記載例

仕様書

(排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置)

「JISOO」等、排水トラップの規格を明示してください。

- ※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。
 該当する項目にレ点
排水トラップは、JISOOによる
その他 ()

※以下のように、衛生器具リストを用いて明示することも可能です。

器具名称	参考型番	付属品	備考	1階			2階			合計
				男子便所	女子便所	多機能便所	男子便所	女子便所	多機能便所	
洋風大便器	XXXXX	他付属品一式	※排水トラップの規格を明示	2	3		2	3		10
洗面器	XXXXX	他付属品一式		2	2	1	2	2	1	10

・ 関連条文、関連告示

令第129条の2の4第3項第二号、第五号 昭和50年建設省告示第1597号

記載ポイント

- ・排水横主管及び各系統の排水立て管について、容量（管径）及び傾斜（勾配）並びにそれらの算出方法を計算書に明示します。
- ・算出方法については、排水量（排水負荷単位法の場合は、負荷単位、定常流量法による場合は、負荷流量）と排水管の容量（管径）及び傾斜（勾配）の算出のために用いた手法（排水負荷単位法、定常流量法（SHASE(空気調和・衛生工学会規格)-S 206）など）を明示します。

○記載例

計算書

（排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法）

	容量（管径）	傾斜（勾配）	排水量	備考（算定手法等）
A系統立て管	150mm	-	300単位	排水負荷単位法
B系統立て管	150mm	-	300単位	
C系統立て管	150mm	-	400単位	
排水横主管	200mm	1/200	1,000単位	

（注）

- ・排水量は、排水負荷単位法の場合は、負荷単位(単位数)を、定常流量法による場合は、負荷流量(L/s)を明示してください。
- ・排水管の容量(管径)の算定手法は、排水負荷単位法、定常流量法(SHASE-S 206)等使用した算定手法を明示してください。
- ・排水量は、排水横主管及び各系統の排水立て管について明示してください。(排水管が1系統の場合については、排水横主管のみについて明示してください。)

※以下のように、排水管の容量（管径）が明示されている平面図・系統図と一体的に明示することも可能です。

○排水管の傾斜（勾配）は、「排水管の容量（管径）に応じて、SHASE-S 206の排水管選定線図に基づく表による。」等と明示してください。

○排水管の容量（管径）の算定手法は、排水負荷単位法、定常流量法（SHASE-S 206）等使用した算定手法を明示してください。

○排水量は、排水横主管及び各系統の排水立て管について明示してください。(排水管が1系統の場合については、排水横主管のみについて明示してください。)

A系統立て管の排水量	B系統立て管の排水量	C系統立て管の排水量	排水横主管の排水量

(注)排水量は、排水負荷単位法の場合は、負荷単位(単位数)を、定常流量法による場合は、負荷流量(L/s)を明示してください。

・関連条文

令第129条の2の4第3項第一号

No.25 換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造

1. 記載ポイント

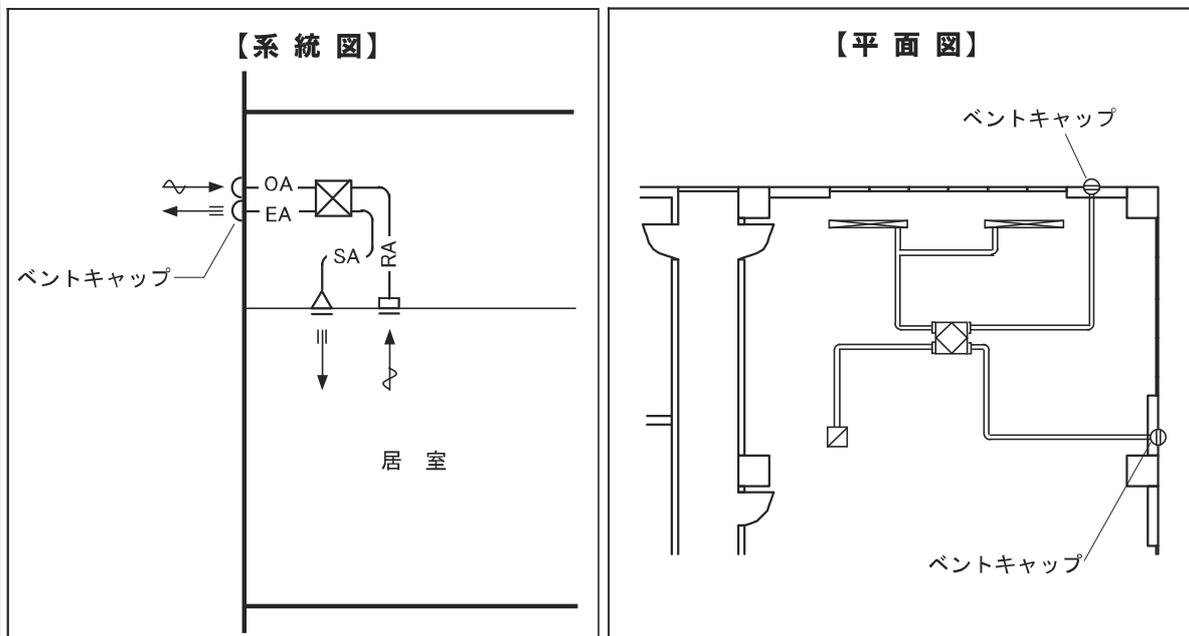
○直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造については、構造詳細図に明示せず、各階平面図や配管設備の系統図等において対象となる給気口・排気口ごとに設置する構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を明示することも可能。

○各階平面図や配管設備の系統図において対象となる給気口・排気口ごとに構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を明示した場合にあっては、当該構造の内容に係る構造詳細図の提出は不要*。

※ 規則第1条の3第6項の規定により、構造詳細図に明示すべき事項について、各階平面図等の他の図書（同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に限る。）に明示したときは、他で明示した事項に係る構造詳細図の提出は不要となる。

2. 記載例

下図のように各階平面図や配管設備の系統図において対象となる給気口・排気口ごとに構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を記載する。



3. 関連条文

法第36条、令第129条の2の5第2項第4号、規則第1条の3第4項表1（10）

No.26 阻集器

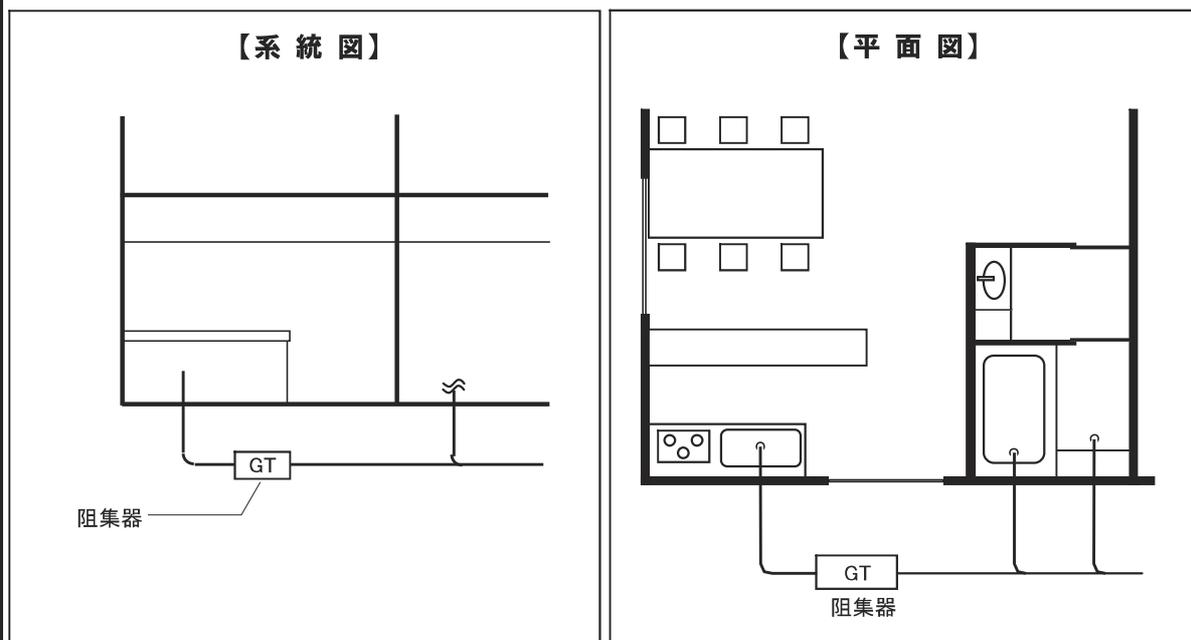
1. 記載ポイント

- 阻集器については、構造詳細図に明示せず、各階平面図や配管設備の系統図に位置を明示し、機器リスト等に構造を明示することも可能。
- 各階平面図や配管設備の系統図に位置を明示し、機器リスト等に構造を明示した場合にあっては、構造詳細図の提出は不要*。

* 規則第1条の3第6項の規定により、構造詳細図に明示すべき事項について、各階平面図等の他の図書（同条第1項の表1及び表2並びに第4項の表1に掲げる図書に限る。）に明示したときは、構造詳細図の提出は不要となる。

2. 記載例

下図のように各階平面図や配管設備の系統図に阻集器の位置を記載する。



下表のように機器リスト等に阻集器の構造を記載する。

型 式	
容 量	
許容流入量	
阻集グリース量	
その他(備考等)	

3. 関連条文

法第36条、令第129条の2の4第3項第5号、規則第1条の3第4項表1（10）

確認申請における建築設備の審査時チェックリスト

発行日 令和2年4月1日（初版）

編集 近畿建築行政会議建築設備部会
